

分析結果報告書

日本メンテナンス株式会社
大阪市北区西成区 7番14号

水道法第20条登録機関〈登録番号第163号〉
計量証明事業登録〈京都府知事 第1050号 濃度〉

上記採取試料の分析結果は次の通りです。

項目名			分析結果		基準値		項目名			分析結果		基準値		項目名			分析結果		基準値	
1	一般細菌	0 /mL	1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	19	トリクロロエチレン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	37	ナトリウム及びその化合物	6.6 mg/L	200mg/L以下									
2	大腸菌	不検出	検出されないこと	20	PFOS及びPFOA	0.000005 mg/L 未満	0.00005mg/L以下	38	マンガン及びその化合物	0.005 mg/L 未満	0.05mg/L以下									
3	カドミウム及びその化合物	0.0003 mg/L 未満	0.003mg/L以下	21	ベンゼン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	39	塩化物イオン	4.6 mg/L	200mg/L以下									
4	水銀及びその化合物	0.00005 mg/L 未満	0.0005mg/L以下	22	塩素酸	0.20 mg/L	0.6mg/L以下	40	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	17 mg/L	300mg/L以下									
5	セレン及びその化合物	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	23	クロロ酢酸	0.002 mg/L 未満	0.02mg/L以下	41	蒸発残留物	41 mg/L	500mg/L以下									
6	鉛及びその化合物	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	24	クロロホルム	0.039 mg/L	0.06mg/L以下	42	陰イオン界面活性剤	0.02 mg/L 未満	0.2mg/L以下									
7	ヒ素及びその化合物	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	25	ジクロロ酢酸	0.018 mg/L	0.03mg/L以下	43	ジェオスミン	0.000001 mg/L 未満	0.00001mg/L以下									
8	六価クロム化合物	0.002 mg/L 未満	0.02mg/L以下	26	ジブロモクロロメタン	0.001 mg/L	0.1mg/L以下	44	2-メチルイソボルネオール	0.000001 mg/L 未満	0.00001mg/L以下									
9	亜硝酸態窒素	0.004 mg/L 未満	0.04mg/L以下	27	臭素酸	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	45	非イオン界面活性剤	0.005 mg/L 未満	0.02mg/L以下									
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	28	総トリハロメタン	0.048 mg/L	0.1mg/L以下	46	フェノール類	0.0005 mg/L 未満	フェノールとして0.005mg/L以下									
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	0.19 mg/L	10mg/L以下	29	トリクロロ酢酸	0.028 mg/L	0.03mg/L以下	47	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.8 mg/L	3mg/L以下									
12	フッ素及びその化合物	0.05 mg/L 未満	0.8mg/L以下	30	ブロモジクロロメタン	0.008 mg/L	0.03mg/L以下	48	pH値	7.54	5.8以上8.6以下									
13	ホウ素及びその化合物	0.1 mg/L 未満	1.0mg/L以下	31	ブロモホルム	0.001 mg/L 未満	0.09mg/L以下	49	味	異常なし	異常でないこと									
14	四塩化炭素	0.0002 mg/L 未満	0.002mg/L以下	32	ホルムアルデヒド	0.008 mg/L 未満	0.08mg/L以下	50	臭気	異常なし	異常でないこと									
15	1,4-ジオキサン	0.005 mg/L 未満	0.05mg/L以下	33	亜鉛及びその化合物	0.01 mg/L	1.0mg/L以下	51	色度	1 度 未満	5度以下であること									
16	ジシス-1,2-ジクロロエチレン及びトシス-1,2-ジクロロエチレン	0.002 mg/L 未満	0.04mg/L以下	34	アルミニウム及びその化合物	0.01 mg/L 未満	0.2mg/L以下	52	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること									
17	ジクロロメタン	0.001 mg/L 未満	0.02mg/L以下	35	鉄及びその化合物	0.03 mg/L 未満	0.3mg/L以下	-	---	---										
18	テトラクロロエチレン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	36	銅及びその化合物	0.01 mg/L 未満	1.0mg/L以下	検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」												
---		---		---		---														
判定		上記検査結果について、水質基準に適合。																		

分析結果報告書

試料名:	丹波中央 新水戸系
採取場所:	新水戸消防詰所
試料の種類:	浄水
採取日:	令和8年8月4日
採取時刻:	09:18
分析項目:	下記52項目
分析日:	令和8年8月4日 ~ 令和8年8月21日
採取者:	依頼者サンプリング
気温:	28.0 ℃ ; 水温: 28.0 ℃
遊離残留塩素:	0.3 mg/L

上記採取試料の分析結果は次の通りです。

項目名			分析結果		基準値	項目名			分析結果		基準値	項目名			分析結果		基準値
1	一般細菌	0 /mL	1mLの検水で形成される集落数が100以下であること			19	トリクロロエチレン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	37	ナトリウム及びその化合物	8.0 mg/L	200mg/L以下				
2	大腸菌	不検出	検出されないこと			20	PFOS及びPFOA	0.000005 mg/L 未満	0.00005mg/L以下	38	マンガン及びその化合物	0.005 mg/L 未満	0.05mg/L以下				
3	カドミウム及びその化合物	0.0003 mg/L 未満	0.003mg/L以下			21	ベンゼン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	39	塩化物イオン	14.6 mg/L	200mg/L以下				
4	水銀及びその化合物	0.00005 mg/L 未満	0.0005mg/L以下			22	塩素酸	0.12 mg/L	0.6mg/L以下	40	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	21 mg/L	300mg/L以下				
5	セレン及びその化合物	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下			23	クロロ酢酸	0.002 mg/L 未満	0.02mg/L以下	41	蒸発残留物	68 mg/L	500mg/L以下				
6	鉛及びその化合物	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下			24	クロロホルム	0.031 mg/L	0.06mg/L以下	42	陰イオン界面活性剤	0.02 mg/L 未満	0.2mg/L以下				
7	ヒ素及びその化合物	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下			25	ジクロロ酢酸	0.005 mg/L	0.03mg/L以下	43	ジェオスミン	0.000002 mg/L	0.00001mg/L以下				
8	六価クロム化合物	0.002 mg/L 未満	0.02mg/L以下			26	ジプロモクロロメタン	0.004 mg/L	0.1mg/L以下	44	2-メチルイソボルネオール	0.000002 mg/L	0.00001mg/L以下				
9	亜硝酸態窒素	0.004 mg/L 未満	0.04mg/L以下			27	臭素酸	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	45	非イオン界面活性剤	0.005 mg/L 未満	0.02mg/L以下				
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下			28	総トリハロメタン	0.049 mg/L	0.1mg/L以下	46	フェノール類	0.0005 mg/L 未満	フェノールとして0.005mg/L以下				
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	0.36 mg/L	10mg/L以下			29	トリクロロ酢酸	0.012 mg/L	0.03mg/L以下	47	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.9 mg/L	3mg/L以下				
12	フッ素及びその化合物	0.05 mg/L	0.8mg/L以下			30	ブロモジクロロメタン	0.014 mg/L	0.03mg/L以下	48	pH値	7.49	5.8以上8.6以下				
13	ホウ素及びその化合物	0.1 mg/L 未満	1.0mg/L以下			31	ブロモホルム	0.001 mg/L 未満	0.09mg/L以下	49	味	異常なし	異常でないこと				
14	四塩化炭素	0.0002 mg/L 未満	0.002mg/L以下			32	ホルムアルデヒド	0.008 mg/L 未満	0.08mg/L以下	50	臭気	異常なし	異常でないこと				
15	1,4-ジオキサン	0.005 mg/L 未満	0.05mg/L以下			33	亜鉛及びその化合物	0.01 mg/L 未満	1.0mg/L以下	51	色度	1 度 未満	5度以下であること				
16	1,1-2,2-ジクロロエチレン及び1,1,1,2-ジクロロエチレン	0.002 mg/L 未満	0.04mg/L以下			34	アルミニウム及びその化合物	0.03 mg/L	0.2mg/L以下	52	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること				
17	ジクロロメタン	0.001 mg/L 未満	0.02mg/L以下			35	鉄及びその化合物	0.03 mg/L 未満	0.3mg/L以下	-	---	---					
18	テトラクロロエチレン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下			36	銅及びその化合物	0.01 mg/L 未満	1.0mg/L以下	検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」							
---			---			---			---								
判定			上記検査結果について、水質基準に適合。														

分析結果報告書

項目名			分析結果		基準値	項目名			分析結果		基準値	項目名			分析結果		基準値
1	一般細菌	0 /mL	1mLの検水で形成される集落数が100以下であること			19	トリクロロエチレン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	37	ナトリウム及びその化合物	9.2 mg/L	200mg/L以下				
2	大腸菌	不検出	検出されないこと			20	PFOS及びPFOA	0.000005 mg/L 未満	0.00005mg/L以下	38	マンガン及びその化合物	0.005 mg/L 未満	0.05mg/L以下				
3	カドミウム及びその化合物	0.0003 mg/L 未満	0.003mg/L以下			21	ベンゼン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	39	塩化物イオン	13.8 mg/L	200mg/L以下				
4	水銀及びその化合物	0.00005 mg/L 未満	0.0005mg/L以下			22	塩素酸	0.12 mg/L	0.6mg/L以下	40	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	30 mg/L	300mg/L以下				
5	セレン及びその化合物	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下			23	クロロ酢酸	0.002 mg/L 未満	0.02mg/L以下	41	蒸発残留物	69 mg/L	500mg/L以下				
6	鉛及びその化合物	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下			24	クロロホルム	0.022 mg/L	0.06mg/L以下	42	陰イオン界面活性剤	0.02 mg/L 未満	0.2mg/L以下				
7	ヒ素及びその化合物	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下			25	ジクロロ酢酸	0.008 mg/L	0.03mg/L以下	43	ジェオスミン	0.000003 mg/L	0.00001mg/L以下				
8	六価クロム化合物	0.002 mg/L 未満	0.02mg/L以下			26	ジブロモクロロメタン	0.004 mg/L	0.1mg/L以下	44	2-メチルイソボルネオール	0.000002 mg/L	0.00001mg/L以下				
9	亜硝酸態窒素	0.004 mg/L 未満	0.04mg/L以下			27	臭素酸	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	45	非イオン界面活性剤	0.005 mg/L 未満	0.02mg/L以下				
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下			28	総トリハロメタン	0.037 mg/L	0.1mg/L以下	46	フェノール類	0.0005 mg/L 未満	フェノールとして0.005mg/L以下				
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	0.38 mg/L	10mg/L以下			29	トリクロロ酢酸	0.010 mg/L	0.03mg/L以下	47	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.8 mg/L	3mg/L以下				
12	フッ素及びその化合物	0.05 mg/L 未満	0.8mg/L以下			30	ブロモジクロロメタン	0.011 mg/L	0.03mg/L以下	48	pH値	7.44	5.8以上8.6以下				
13	ホウ素及びその化合物	0.1 mg/L 未満	1.0mg/L以下			31	ブロモホルム	0.001 mg/L 未満	0.09mg/L以下	49	味	異常なし	異常でないこと				
14	四塩化炭素	0.0002 mg/L 未満	0.002mg/L以下			32	ホルムアルデヒド	0.008 mg/L 未満	0.08mg/L以下	50	臭気	異常なし	異常でないこと				
15	1,4-ジオキサン	0.005 mg/L 未満	0.05mg/L以下			33	亜鉛及びその化合物	0.01 mg/L 未満	1.0mg/L以下	51	色度	1 度 未満	5度以下であること				
16	1,2-ジクロロエチレン及びトリス-1,2-ジクロロエチレン	0.002 mg/L 未満	0.04mg/L以下			34	アルミニウム及びその化合物	0.04 mg/L	0.2mg/L以下	52	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること				
17	ジクロロメタン	0.001 mg/L 未満	0.02mg/L以下			35	鉄及びその化合物	0.03 mg/L 未満	0.3mg/L以下	-	---	---					
18	テトラクロロエチレン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下			36	銅及びその化合物	0.01 mg/L 未満	1.0mg/L以下	検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」							
---	---	---	---			---	---	---	---								

判 定

上記検査結果について、水質基準に適合。

分析結果報告書

試料名:	丹波西部 高区系
採取場所:	防災センター 4-2 (安井)
試料の種類:	浄水
採取日:	令和8年8月4日
採取時刻:	09:56
分析項目:	下記52項目
分析日:	令和8年8月4日 ~ 令和8年8月21日
採取者:	依頼者サンプリング
気温:	28.0 ℃ ; 水温: 29.0 ℃
遊離残留塩素:	0.3 mg/L

上記採取試料の分析結果は次の通りです。

項目名			分析結果		基準値	項目名			分析結果		基準値	項目名			分析結果		基準値
1	一般細菌	0 /mL	1mLの検水で形成される集落数が100以下であること			19	トリクロロエチレン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	37	ナトリウム及びその化合物	9.6 mg/L	200mg/L以下				
2	大腸菌	不検出	検出されないこと			20	PFOS及びPFOA	0.000005 mg/L 未満	0.00005mg/L以下	38	マンガン及びその化合物	0.005 mg/L 未満	0.05mg/L以下				
3	カドミウム及びその化合物	0.0003 mg/L 未満	0.003mg/L以下			21	ベンゼン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	39	塩化物イオン	11.0 mg/L	200mg/L以下				
4	水銀及びその化合物	0.00005 mg/L 未満	0.0005mg/L以下			22	塩素酸	0.12 mg/L	0.6mg/L以下	40	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	32 mg/L	300mg/L以下				
5	セレン及びその化合物	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下			23	クロロ酢酸	0.002 mg/L 未満	0.02mg/L以下	41	蒸発残留物	57 mg/L	500mg/L以下				
6	鉛及びその化合物	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下			24	クロロホルム	0.025 mg/L	0.06mg/L以下	42	陰イオン界面活性剤	0.02 mg/L 未満	0.2mg/L以下				
7	ヒ素及びその化合物	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下			25	ジクロロ酢酸	0.005 mg/L	0.03mg/L以下	43	ジェオスミン	0.000003 mg/L	0.00001mg/L以下				
8	六価クロム化合物	0.002 mg/L 未満	0.02mg/L以下			26	ジブロモクロロメタン	0.003 mg/L	0.1mg/L以下	44	2-メチルイソボルネオール	0.000002 mg/L	0.00001mg/L以下				
9	亜硝酸態窒素	0.004 mg/L 未満	0.04mg/L以下			27	臭素酸	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	45	非イオン界面活性剤	0.005 mg/L 未満	0.02mg/L以下				
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下			28	総トリハロメタン	0.038 mg/L	0.1mg/L以下	46	フェノール類	0.0005 mg/L 未満	フェノールとして0.005mg/L以下				
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	0.47 mg/L	10mg/L以下			29	トリクロロ酢酸	0.010 mg/L	0.03mg/L以下	47	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.7 mg/L	3mg/L以下				
12	フッ素及びその化合物	0.05 mg/L 未満	0.8mg/L以下			30	ブロモジクロロメタン	0.010 mg/L	0.03mg/L以下	48	pH値	7.43	5.8以上8.6以下				
13	ホウ素及びその化合物	0.1 mg/L 未満	1.0mg/L以下			31	プロモホルム	0.001 mg/L 未満	0.09mg/L以下	49	味	異常なし	異常でないこと				
14	四塩化炭素	0.0002 mg/L 未満	0.002mg/L以下			32	ホルムアルデヒド	0.008 mg/L 未満	0.08mg/L以下	50	臭気	異常なし	異常でないこと				
15	1,4-ジオキサン	0.005 mg/L 未満	0.05mg/L以下			33	亜鉛及びその化合物	0.01 mg/L 未満	1.0mg/L以下	51	色度	1 度 未満	5度以下であること				
16	1,2-ジクロロエチレン及び1,1,2,2-ジクロロエチレン	0.002 mg/L 未満	0.04mg/L以下			34	アルミニウム及びその化合物	0.04 mg/L	0.2mg/L以下	52	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること				
17	ジクロロメタン	0.001 mg/L 未満	0.02mg/L以下			35	鉄及びその化合物	0.03 mg/L 未満	0.3mg/L以下	—	— — —	— — —					
18	テトラクロロエチレン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下			36	銅及びその化合物	0.01 mg/L 未満	1.0mg/L以下	検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」							
— — —	— — —	— — —	— — —			— — —	— — —	— — —									
判定		上記検査結果について、水質基準に適合。															

分析結果報告書

試料名:	畑川 上豊田系
採取場所:	防災センター 5-2 (上豊田)
試料の種類:	浄水
採取日:	令和8年8月4日
採取時刻:	10:11
分析項目:	下記52項目
分析日:	令和8年8月4日 ~ 令和8年8月21日
採取者:	依頼者サンプリング
気温:	29.0 ℃ ; 水温: 30.0 ℃
遊離残留塩素:	0.3 mg/L

上記採取試料の分析結果は次の通りです。

項目名			分析結果		基準値	項目名			分析結果		基準値	項目名			分析結果		基準値
1	一般細菌	0 /mL	1mLの検水で形成される集落数が100以下であること			19	トリクロロエチレン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	37	ナトリウム及びその化合物	8.2 mg/L	200mg/L以下				
2	大腸菌	不検出	検出されないこと			20	PFOS及びPFOA	0.000005 mg/L 未満	0.00005mg/L以下	38	マンガン及びその化合物	0.005 mg/L 未満	0.05mg/L以下				
3	カドミウム及びその化合物	0.0003 mg/L 未満	0.003mg/L以下			21	ベンゼン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	39	塩化物イオン	11.0 mg/L	200mg/L以下				
4	水銀及びその化合物	0.00005 mg/L 未満	0.0005mg/L以下			22	塩素酸	0.12 mg/L	0.6mg/L以下	40	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	21 mg/L	300mg/L以下				
5	セレン及びその化合物	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下			23	クロロ酢酸	0.002 mg/L 未満	0.02mg/L以下	41	蒸発残留物	54 mg/L	500mg/L以下				
6	鉛及びその化合物	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下			24	クロロホルム	0.024 mg/L	0.06mg/L以下	42	陰イオン界面活性剤	0.02 mg/L 未満	0.2mg/L以下				
7	ヒ素及びその化合物	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下			25	ジクロロ酢酸	0.003 mg/L 未満	0.03mg/L以下	43	ジェオスミン	0.000003 mg/L	0.00001mg/L以下				
8	六価クロム化合物	0.002 mg/L 未満	0.02mg/L以下			26	ジプロモクロロメタン	0.003 mg/L	0.1mg/L以下	44	2-メチルイソボルネオール	0.000002 mg/L	0.00001mg/L以下				
9	亜硝酸態窒素	0.004 mg/L 未満	0.04mg/L以下			27	臭素酸	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	45	非イオン界面活性剤	0.005 mg/L 未満	0.02mg/L以下				
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下			28	総トリハロメタン	0.037 mg/L	0.1mg/L以下	46	フェノール類	0.0005 mg/L 未満	フェノールとして0.005mg/L以下				
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	0.48 mg/L	10mg/L以下			29	トリクロロ酢酸	0.011 mg/L	0.03mg/L以下	47	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.7 mg/L	3mg/L以下				
12	フッ素及びその化合物	0.05 mg/L 未満	0.8mg/L以下			30	ブロモジクロロメタン	0.010 mg/L	0.03mg/L以下	48	pH値	7.38	5.8以上8.6以下				
13	ホウ素及びその化合物	0.1 mg/L 未満	1.0mg/L以下			31	ブロモホルム	0.001 mg/L 未満	0.09mg/L以下	49	味	異常なし	異常でないこと				
14	四塩化炭素	0.0002 mg/L 未満	0.002mg/L以下			32	ホルムアルデヒド	0.008 mg/L 未満	0.08mg/L以下	50	臭気	異常なし	異常でないこと				
15	1,4-ジオキサン	0.005 mg/L 未満	0.05mg/L以下			33	亜鉛及びその化合物	0.01 mg/L 未満	1.0mg/L以下	51	色度	1 度 未満	5度以下であること				
16	1,2-ジクロロエチレン及び1,1,2,2-ジクロロエチレン	0.002 mg/L 未満	0.04mg/L以下			34	アルミニウム及びその化合物	0.03 mg/L	0.2mg/L以下	52	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること				
17	ジクロロメタン	0.001 mg/L 未満	0.02mg/L以下			35	鉄及びその化合物	0.03 mg/L 未満	0.3mg/L以下	-	---	---					
18	テトラクロロエチレン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下			36	銅及びその化合物	0.01 mg/L 未満	1.0mg/L以下								
---			---			---			---			検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」					
判定 上記検査結果について、水質基準に適合。																	

分析結果報告書

項目名			分析結果		基準値		項目名			分析結果		基準値	
1	一般細菌	0 /mL	1mLの検水で形成される集落数が100以下であること		19	トリクロロエチレン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	37	ナトリウム及びその化合物	8.1 mg/L	200mg/L以下	
2	大腸菌	不検出	検出されないこと		20	PFOS及びPFOA	0.000005 mg/L 未満	0.00005mg/L以下	38	マンガン及びその化合物	0.005 mg/L 未満	0.05mg/L以下	
3	カドミウム及びその化合物	0.0003 mg/L 未満	0.003mg/L以下		21	ベンゼン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	39	塩化物イオン	10.8 mg/L	200mg/L以下	
4	水銀及びその化合物	0.00005 mg/L 未満	0.0005mg/L以下		22	塩素酸	0.12 mg/L	0.6mg/L以下	40	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	21 mg/L	300mg/L以下	
5	セレン及びその化合物	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下		23	クロロ酢酸	0.002 mg/L 未満	0.02mg/L以下	41	蒸発残留物	54 mg/L	500mg/L以下	
6	鉛及びその化合物	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下		24	クロロホルム	0.018 mg/L	0.06mg/L以下	42	陰イオン界面活性剤	0.02 mg/L 未満	0.2mg/L以下	
7	ヒ素及びその化合物	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下		25	ジクロロ酢酸	0.009 mg/L	0.03mg/L以下	43	ジェオスミン	0.000003 mg/L	0.00001mg/L以下	
8	六価クロム化合物	0.002 mg/L 未満	0.02mg/L以下		26	ジブロモクロロメタン	0.003 mg/L	0.1mg/L以下	44	2-メチルイソボルネオール	0.000003 mg/L	0.00001mg/L以下	
9	亜硝酸態窒素	0.004 mg/L 未満	0.04mg/L以下		27	臭素酸	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	45	非イオン界面活性剤	0.005 mg/L 未満	0.02mg/L以下	
10	シアン化合物イオン及び塩化シアン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下		28	総トリハロメタン	0.029 mg/L	0.1mg/L以下	46	フェノール類	0.0005 mg/L 未満	フェノールとして0.005mg/L以下	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	0.46 mg/L	10mg/L以下		29	トリクロロ酢酸	0.008 mg/L	0.03mg/L以下	47	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.8 mg/L	3mg/L以下	
12	フッ素及びその化合物	0.05 mg/L 未満	0.8mg/L以下		30	ブロモジクロロメタン	0.008 mg/L	0.03mg/L以下	48	pH値	7.44	5.8以上8.6以下	
13	ホウ素及びその化合物	0.1 mg/L 未満	1.0mg/L以下		31	ブロモホルム	0.001 mg/L 未満	0.09mg/L以下	49	味	異常なし	異常でないこと	
14	四塩化炭素	0.0002 mg/L 未満	0.002mg/L以下		32	ホルムアルデヒド	0.008 mg/L 未満	0.08mg/L以下	50	臭気	異常なし	異常でないこと	
15	1,4-ジオキサン	0.005 mg/L 未満	0.05mg/L以下		33	亜鉛及びその化合物	0.01 mg/L 未満	1.0mg/L以下	51	色度	1 度 未満	5度以下であること	
16	ジ-1,2-ジクロロエチレン及びトリス-1,2-ジクロロエチレン	0.002 mg/L 未満	0.04mg/L以下		34	アルミニウム及びその化合物	0.03 mg/L	0.2mg/L以下	52	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること	
17	ジクロロメタン	0.001 mg/L 未満	0.02mg/L以下		35	鉄及びその化合物	0.03 mg/L 未満	0.3mg/L以下	-	---	---		
18	テトラクロロエチレン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下		36	銅及びその化合物	0.01 mg/L 未満	1.0mg/L以下	検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」				
---	---	---		---	---								

判定

上記検査結果について、水質基準に適合。

分析結果報告書

試料名:	尾長野
採取場所:	白土集出荷所
試料の種類:	浄水
採取日:	令和8年8月4日
採取時刻:	11:04
分析項目:	下記52項目
分析日:	令和8年8月4日 ~ 令和8年8月21日
採取者:	依頼者サンプリング
気温:	32.0 ℃ ; 水温: 29.0 ℃
遊離残留塩素:	0.8 mg/L

上記採取試料の分析結果は次の通りです。

項目名		分析結果	基準値	項目名		分析結果	基準値	項目名		分析結果	基準値
1	一般細菌	0 /mL	1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	19	トリクロロエチレン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	37	ナトリウム及びその化合物	5.4 mg/L	200mg/L以下
2	大腸菌	不検出	検出されないこと	20	PFOS及びPFOA	0.000005 mg/L 未満	0.00005mg/L以下	38	マンガン及びその化合物	0.005 mg/L 未満	0.05mg/L以下
3	カドミウム及びその化合物	0.0003 mg/L 未満	0.003mg/L以下	21	ベンゼン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	39	塩化物イオン	5.7 mg/L	200mg/L以下
4	水銀及びその化合物	0.00005 mg/L 未満	0.0005mg/L以下	22	塩素酸	0.18 mg/L	0.6mg/L以下	40	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	16 mg/L	300mg/L以下
5	セレン及びその化合物	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	23	クロロ酢酸	0.002 mg/L 未満	0.02mg/L以下	41	蒸発残留物	39 mg/L	500mg/L以下
6	鉛及びその化合物	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	24	クロロホルム	0.003 mg/L	0.06mg/L以下	42	陰イオン界面活性剤	0.02 mg/L 未満	0.2mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物	0.002 mg/L	0.01mg/L以下	25	ジクロロ酢酸	0.003 mg/L 未満	0.03mg/L以下	43	ジェオスミン	0.000001 mg/L 未満	0.00001mg/L以下
8	六価クロム化合物	0.002 mg/L 未満	0.02mg/L以下	26	ジプロモクロロメタン	0.003 mg/L	0.1mg/L以下	44	2-メチルイソボルネオール	0.000001 mg/L 未満	0.00001mg/L以下
9	亜硝酸態窒素	0.004 mg/L 未満	0.04mg/L以下	27	臭素酸	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	45	非イオン界面活性剤	0.005 mg/L 未満	0.02mg/L以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	28	総トリハロメタン	0.011 mg/L	0.1mg/L以下	46	フェノール類	0.0005 mg/L 未満	フェノールとして0.005mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	0.42 mg/L	10mg/L以下	29	トリクロロ酢酸	0.003 mg/L 未満	0.03mg/L以下	47	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.3 mg/L	3mg/L以下
12	フッ素及びその化合物	0.05 mg/L 未満	0.8mg/L以下	30	ブロモジクロロメタン	0.005 mg/L	0.03mg/L以下	48	pH値	7.07	5.8以上8.6以下
13	ホウ素及びその化合物	0.1 mg/L 未満	1.0mg/L以下	31	プロモホルム	0.001 mg/L 未満	0.09mg/L以下	49	味	異常なし	異常でないこと
14	四塩化炭素	0.0002 mg/L 未満	0.002mg/L以下	32	ホルムアルデヒド	0.008 mg/L 未満	0.08mg/L以下	50	臭気	異常なし	異常でないこと
15	1,4-ジオキサン	0.005 mg/L 未満	0.05mg/L以下	33	亜鉛及びその化合物	0.01 mg/L 未満	1.0mg/L以下	51	色度	1 度 未満	5度以下であること
16	ジ-1,2-ジクロロエチレン及びトリス-1,2-ジクロロエチレン	0.002 mg/L 未満	0.04mg/L以下	34	アルミニウム及びその化合物	0.01 mg/L 未満	0.2mg/L以下	52	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること
17	ジクロロメタン	0.001 mg/L 未満	0.02mg/L以下	35	鉄及びその化合物	0.03 mg/L 未満	0.3mg/L以下	-	---	---	
18	テトラクロロエチレン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	36	銅及びその化合物	0.01 mg/L	1.0mg/L以下				
---		---		---		---		検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」			
判定		上記検査結果について、水質基準に適合。									

分析結果報告書

[illegible]

水道法第20条登録機関〈登録番号第163号〉
計量証明事業登録〈京都府知事 第1050号 濃度〉

項目名			分析結果			基準値			項目名			分析結果			基準値			項目名			分析結果			基準値																																																																																																																																																																																															
1	一般細菌	0 /mL	1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	19	トリクロロエチレン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	37	ナトリウム及びその化合物	5.5 mg/L	200mg/L以下	2	大腸菌	不検出	検出されないこと	20	PFOS及びPFOA	0.000005 mg/L 未満	0.00005mg/L以下	38	マンガン及びその化合物	0.005 mg/L 未満	0.05mg/L以下	3	カドミウム及びその化合物	0.0003 mg/L 未満	0.003mg/L以下	21	ベンゼン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	39	塩化物イオン	6.0 mg/L	200mg/L以下	4	水銀及びその化合物	0.00005 mg/L 未満	0.0005mg/L以下	22	塩素酸	0.14 mg/L	0.6mg/L以下	40	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	27 mg/L	300mg/L以下	5	セレン及びその化合物	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	23	クロロ酢酸	0.002 mg/L 未満	0.02mg/L以下	41	蒸発残留物	49 mg/L	500mg/L以下	6	鉛及びその化合物	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	24	クロロホルム	0.026 mg/L	0.06mg/L以下	42	陰イオン界面活性剤	0.02 mg/L 未満	0.2mg/L以下	7	ヒ素及びその化合物	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	25	ジクロロ酢酸	0.013 mg/L	0.03mg/L以下	43	ジェオスミン	0.000001 mg/L 未満	0.00001mg/L以下	8	六価クロム化合物	0.002 mg/L 未満	0.02mg/L以下	26	ジブロモクロロメタン	0.002 mg/L	0.1mg/L以下	44	2-メチルイソボルネオール	0.000001 mg/L 未満	0.00001mg/L以下	9	亜硝酸態窒素	0.004 mg/L 未満	0.04mg/L以下	27	臭素酸	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	45	非イオン界面活性剤	0.005 mg/L 未満	0.02mg/L以下	10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	28	総トリハロメタン	0.038 mg/L	0.1mg/L以下	46	フェノール類	0.0005 mg/L 未満	フェノールとして0.005mg/L以下	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	0.65 mg/L	10mg/L以下	29	トリクロロ酢酸	0.018 mg/L	0.03mg/L以下	47	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.7 mg/L	3mg/L以下	12	フッ素及びその化合物	0.05 mg/L 未満	0.8mg/L以下	30	ブロモジクロロメタン	0.010 mg/L	0.03mg/L以下	48	pH値	7.64	5.8以上8.6以下	13	ホウ素及びその化合物	0.1 mg/L 未満	1.0mg/L以下	31	ブロモホルム	0.001 mg/L 未満	0.09mg/L以下	49	味	異常なし	異常でないこと	14	四塩化炭素	0.0002 mg/L 未満	0.002mg/L以下	32	ホルムアルデヒド	0.008 mg/L 未満	0.08mg/L以下	50	臭気	異常なし	異常でないこと	15	1,4-ジオキサン	0.005 mg/L 未満	0.05mg/L以下	33	亜鉛及びその化合物	0.01 mg/L 未満	1.0mg/L以下	51	色度	1 度 未満	5度以下であること	16	3,4-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.002 mg/L 未満	0.04mg/L以下	34	アルミニウム及びその化合物	0.01 mg/L 未満	0.2mg/L以下	52	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること	17	ジクロロメタン	0.001 mg/L 未満	0.02mg/L以下	35	鉄及びその化合物	0.03 mg/L 未満	0.3mg/L以下	-	---	---		18	テトラクロロエチレン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	36	銅及びその化合物	0.01 mg/L 未満	1.0mg/L以下	検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」			
---			---			---			---			---			---			---			---			---																																																																																																																																																																																															
判定		上記検査結果について、水質基準に適合。																																																																																																																																																																																																																					

分析結果報告書

蘇州府志

水道法第20条登録機関〈登録番号第163号〉
計量証明事業登録〈京都府知事 第1050号 濃度〉

項目名			分析結果		基準値	項目名			分析結果		基準値	項目名			分析結果		基準値
1	一般細菌	0 /mL	1mLの検水で形成される集落数が100以下であること			19	トリクロロエチレン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	37	ナトリウム及びその化合物	5.1 mg/L	200mg/L以下				
2	大腸菌	不検出	検出されないこと			20	PFOS及びPFOA	0.000005 mg/L 未満	0.00005mg/L以下	38	マンガン及びその化合物	0.005 mg/L 未満	0.05mg/L以下				
3	カドミウム及びその化合物	0.0003 mg/L 未満	0.003mg/L以下			21	ベンゼン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	39	塩化物イオン	5.8 mg/L	200mg/L以下				
4	水銀及びその化合物	0.00005 mg/L 未満	0.0005mg/L以下			22	塩素酸	0.20 mg/L	0.6mg/L以下	40	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	22 mg/L	300mg/L以下				
5	セレン及びその化合物	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下			23	クロロ酢酸	0.002 mg/L 未満	0.02mg/L以下	41	蒸発残留物	40 mg/L	500mg/L以下				
6	鉛及びその化合物	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下			24	クロロホルム	0.023 mg/L	0.06mg/L以下	42	陰イオン界面活性剤	0.02 mg/L 未満	0.2mg/L以下				
7	ヒ素及びその化合物	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下			25	ジクロロ酢酸	0.011 mg/L	0.03mg/L以下	43	ジェオスミン	0.000001 mg/L 未満	0.0001mg/L以下				
8	六価クロム化合物	0.002 mg/L 未満	0.02mg/L以下			26	ジブロモクロロメタン	0.002 mg/L	0.1mg/L以下	44	2-メチルイソボルネオール	0.000001 mg/L 未満	0.0001mg/L以下				
9	亜硝酸態窒素	0.004 mg/L 未満	0.04mg/L以下			27	臭素酸	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	45	非イオン界面活性剤	0.005 mg/L 未満	0.02mg/L以下				
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下			28	総トリハロメタン	0.035 mg/L	0.1mg/L以下	46	フェノール類	0.0005 mg/L 未満	フェノールとして0.005mg/L以下				
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	0.30 mg/L	10mg/L以下			29	トリクロロ酢酸	0.017 mg/L	0.03mg/L以下	47	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.7 mg/L	3mg/L以下				
12	フッ素及びその化合物	0.05 mg/L 未満	0.8mg/L以下			30	ブロモジクロロメタン	0.010 mg/L	0.03mg/L以下	48	pH値	7.46	5.8以上8.6以下				
13	ホウ素及びその化合物	0.1 mg/L 未満	1.0mg/L以下			31	ブロモホルム	0.001 mg/L 未満	0.09mg/L以下	49	味	異常なし	異常でないこと				
14	四塩化炭素	0.0002 mg/L 未満	0.002mg/L以下			32	ホルムアルデヒド	0.008 mg/L 未満	0.08mg/L以下	50	臭気	異常なし	異常でないこと				
15	1,4-ジオキサン	0.005 mg/L 未満	0.05mg/L以下			33	亜鉛及びその化合物	0.01 mg/L 未満	1.0mg/L以下	51	色度	1 度 未満	5度以下であること				
16	ジ-1,2-ジクロロエチレン及び1,1,2,2-ジクロロエチレン	0.002 mg/L 未満	0.04mg/L以下			34	アルミニウム及びその化合物	0.01 mg/L 未満	0.2mg/L以下	52	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること				
17	ジクロロメタン	0.001 mg/L 未満	0.02mg/L以下			35	鉄及びその化合物	0.03 mg/L 未満	0.3mg/L以下	-	---	---					
18	テトラクロロエチレン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下			36	銅及びその化合物	0.01 mg/L 未満	1.0mg/L以下	検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」							
---	---	---	---			---	---	---									
判定		上記検査結果について、水質基準に適合。															

分析結果報告書



水道法第20条登録機関〈登録番号第163号〉
計量証明事業登録〈京都府知事 第1050号 濃度〉

項目名	分析結果	基準値	項目名	分析結果	基準値	項目名	分析結果	基準値
1 一般細菌	0 /mL	1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	19 トリクロロエチレン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	37 ナトリウム及びその化合物	5.8 mg/L	200mg/L以下
2 大腸菌	不検出	検出されないこと	20 PFOS及びPFOA	0.000005 mg/L 未満	0.00005mg/L以下	38 マンガン及びその化合物	0.005 mg/L 未満	0.05mg/L以下
3 カドミウム及びその化合物	0.0003 mg/L 未満	0.003mg/L以下	21 ベンゼン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	39 塩化物イオン	6.1 mg/L	200mg/L以下
4 水銀及びその化合物	0.00005 mg/L 未満	0.0005mg/L以下	22 塩素酸	0.22 mg/L	0.6mg/L以下	40 カルシウム、マグネシウム等（硬度）	52 mg/L	300mg/L以下
5 セレン及びその化合物	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	23 クロロ酢酸	0.002 mg/L 未満	0.02mg/L以下	41 蒸発残留物	79 mg/L	500mg/L以下
6 鉛及びその化合物	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	24 クロロホルム	0.032 mg/L	0.06mg/L以下	42 陰イオン界面活性剤	0.02 mg/L 未満	0.2mg/L以下
7 ヒ素及びその化合物	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	25 ジクロロ酢酸	0.016 mg/L	0.03mg/L以下	43 ジェオスミン	0.000001 mg/L 未満	0.00001mg/L以下
8 六価クロム化合物	0.002 mg/L 未満	0.02mg/L以下	26 ジプロモクロロメタン	0.001 mg/L	0.1mg/L以下	44 2-メチルイソボルネオール	0.000001 mg/L 未満	0.00001mg/L以下
9 亜硝酸態窒素	0.004 mg/L 未満	0.04mg/L以下	27 臭素酸	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	45 非イオン界面活性剤	0.005 mg/L 未満	0.02mg/L以下
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	28 総トリハロメタン	0.041 mg/L	0.1mg/L以下	46 フェノール類	0.0005 mg/L 未満	フェノールとして0.005mg/L以下
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	0.50 mg/L	10mg/L以下	29 トリクロロ酢酸	0.023 mg/L	0.03mg/L以下	47 有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.9 mg/L	3mg/L以下
12 フッ素及びその化合物	0.06 mg/L	0.8mg/L以下	30 ブロモジクロロメタン	0.008 mg/L	0.03mg/L以下	48 pH値	7.97	5.8以上8.6以下
13 ホウ素及びその化合物	0.1 mg/L 未満	1.0mg/L以下	31 ブロモホルム	0.001 mg/L 未満	0.09mg/L以下	49 味	異常なし	異常でないこと
14 四塩化炭素	0.0002 mg/L 未満	0.002mg/L以下	32 ホルムアルデヒド	0.008 mg/L 未満	0.08mg/L以下	50 臭気	異常なし	異常でないこと
15 1,4-ジオキサン	0.005 mg/L 未満	0.05mg/L以下	33 亜鉛及びその化合物	0.01 mg/L 未満	1.0mg/L以下	51 色度	1 度 未満	5度以下であること
16 3,4-ジクロロエチレン及び1,1,2,2-ジクロロエチレン	0.002 mg/L 未満	0.04mg/L以下	34 アルミニウム及びその化合物	0.01 mg/L 未満	0.2mg/L以下	52 濁度	0.1 度 未満	2度以下であること
17 ジクロロメタン	0.001 mg/L 未満	0.02mg/L以下	35 鉄及びその化合物	0.03 mg/L 未満	0.3mg/L以下	-	---	---
18 テトラクロロエチレン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	36 銅及びその化合物	0.01 mg/L 未満	1.0mg/L以下	検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」		
---	---	---	---	---	---			

判定 上記検査結果について、水質基準に適合。

分析結果報告書



水道法第20条登録機関〈登録番号第163号〉
計量証明事業登録〈京都府知事 第1050号 濃度〉

項目名			分析結果		基準値	項目名			分析結果		基準値	項目名			分析結果		基準値			
1	一般細菌	0 /mL	1mLの検水で形成される集落数が100以下であること			19	トリクロロエチレン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	37	ナトリウム及びその化合物	4.5 mg/L	200mg/L以下							
2	大腸菌	不検出	検出されないこと			20	PFOS及びPFOA	0.000005 mg/L 未満	0.00005mg/L以下	38	マンガン及びその化合物	0.005 mg/L 未満	0.05mg/L以下							
3	カドミウム及びその化合物	0.0003 mg/L 未満	0.003mg/L以下			21	ベンゼン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	39	塩化物イオン	6.4 mg/L	200mg/L以下							
4	水銀及びその化合物	0.00005 mg/L 未満	0.0005mg/L以下			22	塩素酸	0.14 mg/L	0.6mg/L以下	40	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	37 mg/L	300mg/L以下							
5	セレン及びその化合物	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下			23	クロロ酢酸	0.002 mg/L 未満	0.02mg/L以下	41	蒸発残留物	55 mg/L	500mg/L以下							
6	鉛及びその化合物	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下			24	クロロホルム	0.023 mg/L	0.06mg/L以下	42	陰イオン界面活性剤	0.02 mg/L 未満	0.2mg/L以下							
7	ヒ素及びその化合物	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下			25	ジクロロ酢酸	0.007 mg/L	0.03mg/L以下	43	ジェオスミン	0.000001 mg/L 未満	0.00001mg/L以下							
8	六価クロム化合物	0.002 mg/L 未満	0.02mg/L以下			26	ジブロモクロロメタン	0.003 mg/L	0.1mg/L以下	44	2-メチルイソボルネオール	0.000001 mg/L 未満	0.00001mg/L以下							
9	亜硝酸態窒素	0.004 mg/L 未満	0.04mg/L以下			27	臭素酸	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	45	非イオン界面活性剤	0.005 mg/L 未満	0.02mg/L以下							
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下			28	総トリハロメタン	0.036 mg/L	0.1mg/L以下	46	フェノール類	0.0005 mg/L 未満	フェノールとして0.005mg/L以下							
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	0.33 mg/L	10mg/L以下			29	トリクロロ酢酸	0.012 mg/L	0.03mg/L以下	47	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.6 mg/L	3mg/L以下							
12	フッ素及びその化合物	0.05 mg/L 未満	0.8mg/L以下			30	ブロモジクロロメタン	0.010 mg/L	0.03mg/L以下	48	pH値	7.85	5.8以上8.6以下							
13	ホウ素及びその化合物	0.1 mg/L 未満	1.0mg/L以下			31	ブロモホルム	0.001 mg/L 未満	0.09mg/L以下	49	味	異常なし	異常でないこと							
14	四塩化炭素	0.0002 mg/L 未満	0.002mg/L以下			32	ホルムアルデヒド	0.008 mg/L 未満	0.08mg/L以下	50	臭気	異常なし	異常でないこと							
15	1,4-ジオキサン	0.005 mg/L 未満	0.05mg/L以下			33	亜鉛及びその化合物	0.01 mg/L 未満	1.0mg/L以下	51	色度	1 度 未満	5度以下であること							
16	ジス-1,2-ジクロロエチレン及びトリス-1,2-ジクロロエチレン	0.002 mg/L 未満	0.04mg/L以下			34	アルミニウム及びその化合物	0.01 mg/L 未満	0.2mg/L以下	52	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること							
17	ジクロロメタン	0.001 mg/L 未満	0.02mg/L以下			35	鉄及びその化合物	0.03 mg/L 未満	0.3mg/L以下	-	---	---								
18	テトラクロロエチレン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下			36	銅及びその化合物	0.01 mg/L 未満	1.0mg/L以下	検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」										
---			---			---			---											
判定		上記検査結果について、水質基準に適合。																		

分析結果報告書

A red square seal impression, likely the official seal of the Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology (MEXT) of Japan, located at the bottom right of the page.

水道法第20条登録機関〈登録番号第163号〉
計量証明事業登録〈京都府知事 第1050号 濃度〉

項目名			分析結果			基準値			項目名			分析結果			基準値			項目名			分析結果			基準値		
1	一般細菌	92 /mL	1mLの水で形成される集落数が100以下であること			19	トリクロロエチレン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	37	ナトリウム及びその化合物	4.5 mg/L	200mg/L以下													
2	大腸菌	不検出	検出されないこと			20	PFOS及びPFOA	0.000005 mg/L 未満	0.00005mg/L以下	38	マンガン及びその化合物	0.005 mg/L 未満	0.05mg/L以下													
3	カドミウム及びその化合物	0.0003 mg/L 未満	0.003mg/L以下			21	ベンゼン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	39	塩化物イオン	6.7 mg/L	200mg/L以下													
4	水銀及びその化合物	0.00005 mg/L 未満	0.0005mg/L以下			22	塩素酸	0.16 mg/L	0.6mg/L以下	40	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	38 mg/L	300mg/L以下													
5	セレン及びその化合物	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下			23	クロロ酢酸	0.002 mg/L 未満	0.02mg/L以下	41	蒸発残留物	50 mg/L	500mg/L以下													
6	鉛及びその化合物	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下			24	クロロホルム	0.033 mg/L	0.06mg/L以下	42	陰イオン界面活性剤	0.02 mg/L 未満	0.2mg/L以下													
7	ヒ素及びその化合物	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下			25	ジクロロ酢酸	0.015 mg/L	0.03mg/L以下	43	ジェオスミン	0.000001 mg/L 未満	0.00001mg/L以下													
8	六価クロム化合物	0.002 mg/L 未満	0.02mg/L以下			26	ジブロモクロロメタン	0.003 mg/L	0.1mg/L以下	44	2-メチルイソボルネオール	0.000001 mg/L 未満	0.00001mg/L以下													
9	亜硝酸態窒素	0.004 mg/L 未満	0.04mg/L以下			27	臭素酸	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	45	非イオン界面活性剤	0.005 mg/L 未満	0.02mg/L以下													
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下			28	総トリハロメタン	0.047 mg/L	0.1mg/L以下	46	フェノール類	0.0005 mg/L 未満	フェノールとして0.005mg/L以下													
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	0.35 mg/L	10mg/L以下			29	トリクロロ酢酸	0.020 mg/L	0.03mg/L以下	47	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.6 mg/L	3mg/L以下													
12	フッ素及びその化合物	0.05 mg/L 未満	0.8mg/L以下			30	ブロモジクロロメタン	0.011 mg/L	0.03mg/L以下	48	pH値	7.82	5.8以上8.6以下													
13	ホウ素及びその化合物	0.1 mg/L 未満	1.0mg/L以下			31	ブロモホルム	0.001 mg/L 未満	0.09mg/L以下	49	味	異常なし	異常でないこと													
14	四塩化炭素	0.0002 mg/L 未満	0.002mg/L以下			32	ホルムアルデヒド	0.008 mg/L 未満	0.08mg/L以下	50	臭気	異常なし	異常でないこと													
15	1,4-ジオキサン	0.005 mg/L 未満	0.05mg/L以下			33	亜鉛及びその化合物	0.01 mg/L 未満	1.0mg/L以下	51	色度	1 度 未満	5度以下であること													
16	2,4-ジクロロエチレン及び1,2-ジクロロエチレン	0.002 mg/L 未満	0.04mg/L以下			34	アルミニウム及びその化合物	0.01 mg/L 未満	0.2mg/L以下	52	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること													
17	ジクロロメタン	0.001 mg/L 未満	0.02mg/L以下			35	鉄及びその化合物	0.03 mg/L 未満	0.3mg/L以下	— — —																
18	テトラクロロエチレン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下			36	銅及びその化合物	0.01 mg/L 未満	1.0mg/L以下	— — —																
— — —			— — —			— — —			— — —			検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」														
判定	上記検査結果について、水質基準に適合。																									

分析結果報告書

項目名			分析結果		基準値	項目名			分析結果		基準値	項目名			分析結果		基準値			
1	一般細菌	0 /mL	1mLの検水で形成される集落数が100以下であること			19	トリクロロエチレン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	37	ナトリウム及びその化合物	5.9 mg/L	200mg/L以下							
2	大腸菌	不検出	検出されないこと			20	PFOS及びPFOA	0.000005 mg/L 未満	0.00005mg/L以下	38	マンガン及びその化合物	0.005 mg/L 未満	0.05mg/L以下							
3	カドミウム及びその化合物	0.0003 mg/L 未満	0.003mg/L以下			21	ベンゼン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	39	塩化物イオン	6.9 mg/L	200mg/L以下							
4	水銀及びその化合物	0.00005 mg/L 未満	0.0005mg/L以下			22	塩素酸	0.26 mg/L	0.6mg/L以下	40	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	68 mg/L	300mg/L以下							
5	セレン及びその化合物	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下			23	クロロ酢酸	0.002 mg/L 未満	0.02mg/L以下	41	蒸発残留物	97 mg/L	500mg/L以下							
6	鉛及びその化合物	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下			24	クロロホルム	0.025 mg/L	0.06mg/L以下	42	陰イオン界面活性剤	0.02 mg/L 未満	0.2mg/L以下							
7	ヒ素及びその化合物	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下			25	ジクロロ酢酸	0.010 mg/L	0.03mg/L以下	43	ジェオスミン	0.000001 mg/L 未満	0.00001mg/L以下							
8	六価クロム化合物	0.002 mg/L 未満	0.02mg/L以下			26	ジブロモクロロメタン	0.002 mg/L	0.1mg/L以下	44	2-メチルイソボルネオール	0.000001 mg/L 未満	0.00001mg/L以下							
9	亜硝酸態窒素	0.004 mg/L 未満	0.04mg/L以下			27	臭素酸	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	45	非イオン界面活性剤	0.005 mg/L 未満	0.02mg/L以下							
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下			28	総トリハロメタン	0.037 mg/L	0.1mg/L以下	46	フェノール類	0.0005 mg/L 未満	フェノールとして0.005mg/L以下							
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	0.87 mg/L	10mg/L以下			29	トリクロロ酢酸	0.013 mg/L	0.03mg/L以下	47	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.7 mg/L	3mg/L以下							
12	フッ素及びその化合物	0.06 mg/L	0.8mg/L以下			30	ブロモジクロロメタン	0.010 mg/L	0.03mg/L以下	48	pH値	8.14	5.8以上8.6以下							
13	ホウ素及びその化合物	0.1 mg/L 未満	1.0mg/L以下			31	ブロモホルム	0.001 mg/L 未満	0.09mg/L以下	49	味	異常なし	異常でないこと							
14	四塩化炭素	0.0002 mg/L 未満	0.002mg/L以下			32	ホルムアルデヒド	0.008 mg/L 未満	0.08mg/L以下	50	臭気	異常なし	異常でないこと							
15	1,4-ジオキサン	0.005 mg/L 未満	0.05mg/L以下			33	亜鉛及びその化合物	0.01 mg/L 未満	1.0mg/L以下	51	色度	1 度 未満	5度以下であること							
16	ジエ-1,2-ジクロロエチレン及びトリス-1,2-ジクロロエチレン	0.002 mg/L 未満	0.04mg/L以下			34	アルミニウム及びその化合物	0.01 mg/L 未満	0.2mg/L以下	52	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること							
17	ジクロロメタン	0.001 mg/L 未満	0.02mg/L以下			35	鉄及びその化合物	0.03 mg/L 未満	0.3mg/L以下	-	---	---								
18	テトラクロロエチレン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下			36	銅及びその化合物	0.01 mg/L 未満	1.0mg/L以下	検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」										
---			---			---														
判定		上記検査結果について、水質基準に適合。																		

分析結果報告書

項目名			分析結果		基準値	項目名			分析結果		基準値	項目名			分析結果		基準値
1	一般細菌	0 /mL	1mLの水で形成される集落数が100以下であること			19	トリクロロエチレン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	37	ナトリウム及びその化合物	6.4 mg/L	200mg/L以下				
2	大腸菌	不検出	検出されないこと			20	PFOS及びPFOA	0.000005 mg/L 未満	0.00005mg/L以下	38	マンガン及びその化合物	0.005 mg/L 未満	0.05mg/L以下				
3	カドミウム及びその化合物	0.0003 mg/L 未満	0.003mg/L以下			21	ベンゼン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	39	塩化物イオン	5.6 mg/L	200mg/L以下				
4	水銀及びその化合物	0.00005 mg/L 未満	0.0005mg/L以下			22	塩素酸	0.20 mg/L	0.6mg/L以下	40	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	18 mg/L	300mg/L以下				
5	セレン及びその化合物	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下			23	クロロ酢酸	0.002 mg/L 未満	0.02mg/L以下	41	蒸発残留物	49 mg/L	500mg/L以下				
6	鉛及びその化合物	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下			24	クロロホルム	0.014 mg/L	0.06mg/L以下	42	陰イオン界面活性剤	0.02 mg/L 未満	0.2mg/L以下				
7	ヒ素及びその化合物	0.002 mg/L	0.01mg/L以下			25	ジクロロ酢酸	0.007 mg/L	0.03mg/L以下	43	ジェオスミン	0.000001 mg/L 未満	0.00001mg/L以下				
8	六価クロム化合物	0.002 mg/L 未満	0.02mg/L以下			26	ジプロモクロロメタン	0.002 mg/L	0.1mg/L以下	44	2-メチルイソボルネオール	0.000001 mg/L 未満	0.00001mg/L以下				
9	亜硝酸態窒素	0.004 mg/L 未満	0.04mg/L以下			27	臭素酸	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	45	非イオン界面活性剤	0.005 mg/L 未満	0.02mg/L以下				
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下			28	総トリハロメタン	0.023 mg/L	0.1mg/L以下	46	フェノール類	0.0005 mg/L 未満	フェノールとして0.005mg/L以下				
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	0.30 mg/L	10mg/L以下			29	トリクロロ酢酸	0.011 mg/L	0.03mg/L以下	47	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.5 mg/L	3mg/L以下				
12	フッ素及びその化合物	0.05 mg/L 未満	0.8mg/L以下			30	ブロモジクロロメタン	0.007 mg/L	0.03mg/L以下	48	pH値	7.59	5.8以上8.6以下				
13	ホウ素及びその化合物	0.1 mg/L 未満	1.0mg/L以下			31	ブロモホルム	0.001 mg/L 未満	0.09mg/L以下	49	味	異常なし	異常でないこと				
14	四塩化炭素	0.0002 mg/L 未満	0.002mg/L以下			32	ホルムアルデヒド	0.008 mg/L 未満	0.08mg/L以下	50	臭気	異常なし	異常でないこと				
15	1,4-ジオキサン	0.005 mg/L 未満	0.05mg/L以下			33	亜鉛及びその化合物	0.01 mg/L 未満	1.0mg/L以下	51	色度	1 度 未満	5度以下であること				
16	3,4,5-トリクロロエチレン及び1,1,2,2-ジクロロエチレン	0.002 mg/L 未満	0.04mg/L以下			34	アルミニウム及びその化合物	0.01 mg/L 未満	0.2mg/L以下	52	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること				
17	ジクロロメタン	0.001 mg/L 未満	0.02mg/L以下			35	鉄及びその化合物	0.03 mg/L 未満	0.3mg/L以下	-	---	---					
18	テトラクロロエチレン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下			36	銅及びその化合物	0.01 mg/L 未満	1.0mg/L以下	検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」							
---			---			---											
判定		上記検査結果について、水質基準に適合。															

分析結果報告書

項目名			分析結果			基準値			項目名			分析結果			基準値			項目名			分析結果			基準値		
1	一般細菌	0 /mL	1mLの検水で形成される集落数が100以下であること			19	トリクロロエチレン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	37	ナトリウム及びその化合物	4.6 mg/L	200mg/L以下													
2	大腸菌	不検出	検出されないこと			20	PFOS及びPFOA	0.000005 mg/L 未満	0.00005mg/L以下	38	マンガン及びその化合物	0.005 mg/L 未満	0.05mg/L以下													
3	カドミウム及びその化合物	0.0003 mg/L 未満	0.003mg/L以下			21	ベンゼン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	39	塩化物イオン	6.2 mg/L	200mg/L以下													
4	水銀及びその化合物	0.00005 mg/L 未満	0.0005mg/L以下			22	塩素酸	0.08 mg/L	0.6mg/L以下	40	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	22 mg/L	300mg/L以下													
5	セレン及びその化合物	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下			23	クロロ酢酸	0.002 mg/L 未満	0.02mg/L以下	41	蒸発残留物	41 mg/L	500mg/L以下													
6	鉛及びその化合物	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下			24	クロロホルム	0.012 mg/L	0.06mg/L以下	42	陰イオン界面活性剤	0.02 mg/L 未満	0.2mg/L以下													
7	ヒ素及びその化合物	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下			25	ジクロロ酢酸	0.005 mg/L	0.03mg/L以下	43	ジオスミン	0.000001 mg/L 未満	0.00001mg/L以下													
8	六価クロム化合物	0.002 mg/L 未満	0.02mg/L以下			26	ジブロモクロロメタン	0.006 mg/L	0.1mg/L以下	44	2-メチルイソボルネオール	0.000001 mg/L 未満	0.00001mg/L以下													
9	亜硝酸態窒素	0.004 mg/L 未満	0.04mg/L以下			27	臭素酸	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	45	非イオン界面活性剤	0.005 mg/L 未満	0.02mg/L以下													
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下			28	総トリハロメタン	0.028 mg/L	0.1mg/L以下	46	フェノール類	0.0005 mg/L 未満	フェノールとして0.005mg/L以下													
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	0.40 mg/L	10mg/L以下			29	トリクロロ酢酸	0.004 mg/L	0.03mg/L以下	47	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.3 mg/L	3mg/L以下													
12	フッ素及びその化合物	0.05 mg/L 未満	0.8mg/L以下			30	ブロモジクロロメタン	0.010 mg/L	0.03mg/L以下	48	pH値	7.62	5.8以上8.6以下													
13	ホウ素及びその化合物	0.1 mg/L 未満	1.0mg/L以下			31	ブロモホルム	0.001 mg/L 未満	0.09mg/L以下	49	味	異常なし	異常でないこと													
14	四塩化炭素	0.0002 mg/L 未満	0.002mg/L以下			32	ホルムアルデヒド	0.008 mg/L 未満	0.08mg/L以下	50	臭気	異常なし	異常でないこと													
15	1,4-ジオキサン	0.005 mg/L 未満	0.05mg/L以下			33	亜鉛及びその化合物	0.01 mg/L 未満	1.0mg/L以下	51	色度	1 度 未満	5度以下であること													
16	ジ-1, 2-ジクロロエチレン及びトリス-1, 2-ジクロロエチレン	0.002 mg/L 未満	0.04mg/L以下			34	アルミニウム及びその化合物	0.05 mg/L	0.2mg/L以下	52	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること													
17	ジクロロメタン	0.001 mg/L 未満	0.02mg/L以下			35	鉄及びその化合物	0.03 mg/L 未満	0.3mg/L以下	-	---	---														
18	テトラクロロエチレン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下			36	銅及びその化合物	0.01 mg/L 未満	1.0mg/L以下	検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」																
---	---	---	---	---	---	---	---	---																		
判定		上記検査結果について、水質基準に適合。																								

分析結果報告書

項目名			分析結果		基準値	項目名			分析結果		基準値	項目名			分析結果		基準値			
1	一般細菌	0 /mL	1mLの検水で形成される集落数が100以下であること			19	トリクロロエチレン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	37	ナトリウム及びその化合物	4.5 mg/L	200mg/L以下							
2	大腸菌	不検出	検出されないこと			20	PFOS及びPFOA	0.000005 mg/L 未満	0.00005mg/L以下	38	マンガン及びその化合物	0.005 mg/L 未満	0.05mg/L以下							
3	カドミウム及びその化合物	0.0003 mg/L 未満	0.003mg/L以下			21	ベンゼン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	39	塩化物イオン	6.7 mg/L	200mg/L以下							
4	水銀及びその化合物	0.00005 mg/L 未満	0.0005mg/L以下			22	塩素酸	0.12 mg/L	0.6mg/L以下	40	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	30 mg/L	300mg/L以下							
5	セレン及びその化合物	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下			23	クロロ酢酸	0.002 mg/L 未満	0.02mg/L以下	41	蒸発残留物	50 mg/L	500mg/L以下							
6	鉛及びその化合物	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下			24	クロロホルム	0.009 mg/L	0.06mg/L以下	42	陰イオン界面活性剤	0.02 mg/L 未満	0.2mg/L以下							
7	ヒ素及びその化合物	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下			25	ジクロロ酢酸	0.004 mg/L	0.03mg/L以下	43	ジェオスミン	0.000001 mg/L 未満	0.00001mg/L以下							
8	六価クロム化合物	0.002 mg/L 未満	0.02mg/L以下			26	ジブロモクロロメタン	0.005 mg/L	0.1mg/L以下	44	2-メチルイソボルネオール	0.000001 mg/L 未満	0.00001mg/L以下							
9	亜硝酸態窒素	0.004 mg/L 未満	0.04mg/L以下			27	臭素酸	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	45	非イオン界面活性剤	0.005 mg/L 未満	0.02mg/L以下							
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下			28	総トリハロメタン	0.021 mg/L	0.1mg/L以下	46	フェノール類	0.0005 mg/L 未満	フェノールとして0.005mg/L以下							
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	0.36 mg/L	10mg/L以下			29	トリクロロ酢酸	0.003 mg/L 未満	0.03mg/L以下	47	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.3 mg/L	3mg/L以下							
12	フッ素及びその化合物	0.05 mg/L 未満	0.8mg/L以下			30	ブロモジクロロメタン	0.007 mg/L	0.03mg/L以下	48	pH値	7.81	5.8以上8.6以下							
13	ホウ素及びその化合物	0.1 mg/L 未満	1.0mg/L以下			31	ブロモホルム	0.001 mg/L 未満	0.09mg/L以下	49	味	異常なし	異常でないこと							
14	四塩化炭素	0.0002 mg/L 未満	0.002mg/L以下			32	ホルムアルデヒド	0.008 mg/L 未満	0.08mg/L以下	50	臭気	異常なし	異常でないこと							
15	1,4-ジオキサン	0.005 mg/L 未満	0.05mg/L以下			33	亜鉛及びその化合物	0.01 mg/L 未満	1.0mg/L以下	51	色度	1 度 未満	5度以下であること							
16	1,1-2,2-ジクロロエチレン及び1,1,2,2-テトラクロロエチレン	0.002 mg/L 未満	0.04mg/L以下			34	アルミニウム及びその化合物	0.06 mg/L	0.2mg/L以下	52	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること							
17	ジクロロメタン	0.001 mg/L 未満	0.02mg/L以下			35	鉄及びその化合物	0.03 mg/L 未満	0.3mg/L以下	-	---	---								
18	テトラクロロエチレン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下			36	銅及びその化合物	0.01 mg/L 未満	1.0mg/L以下	検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」										
---			---			---														
判定		上記検査結果について、水質基準に適合。																		

分析結果報告書



水道法第20条登録機関〈登録番号第163号〉
計量証明事業登録〈京都府知事 第1050号 濃度〉

項目名			分析結果		基準値	項目名			分析結果		基準値	項目名			分析結果		基準値
1	一般細菌	0 /mL	1aLの検水で形成される集落数が100以下であること			19	トリクロロエチレン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	37	ナトリウム及びその化合物	4.5 mg/L	200mg/L以下				
2	大腸菌	不検出	検出されないこと			20	PFOS及びPFOA	0.000005 mg/L 未満	0.00005mg/L以下	38	マンガン及びその化合物	0.005 mg/L 未満	0.05mg/L以下				
3	カドミウム及びその化合物	0.0003 mg/L 未満	0.003mg/L以下			21	ベンゼン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	39	塩化物イオン	6.8 mg/L	200mg/L以下				
4	水銀及びその化合物	0.00005 mg/L 未満	0.0005mg/L以下			22	塩素酸	0.12 mg/L	0.6mg/L以下	40	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	29 mg/L	300mg/L以下				
5	セレン及びその化合物	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下			23	クロロ酢酸	0.002 mg/L 未満	0.02mg/L以下	41	蒸発残留物	54 mg/L	500mg/L以下				
6	鉛及びその化合物	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下			24	クロロホルム	0.009 mg/L	0.06mg/L以下	42	陰イオン界面活性剤	0.02 mg/L 未満	0.2mg/L以下				
7	ヒ素及びその化合物	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下			25	ジクロロ酢酸	0.005 mg/L	0.03mg/L以下	43	ジェオスミン	0.000001 mg/L 未満	0.00001mg/L以下				
8	六価クロム化合物	0.002 mg/L 未満	0.02mg/L以下			26	ジブロモクロロメタン	0.004 mg/L	0.1mg/L以下	44	2-メチルイソボルネオール	0.000001 mg/L 未満	0.00001mg/L以下				
9	亜硝酸態窒素	0.004 mg/L 未満	0.04mg/L以下			27	臭素酸	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	45	非イオン界面活性剤	0.005 mg/L 未満	0.02mg/L以下				
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下			28	総トリハロメタン	0.019 mg/L	0.1mg/L以下	46	フェノール類	0.0005 mg/L 未満	フェノールとして0.005mg/L以下				
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	0.39 mg/L	10mg/L以下			29	トリクロロ酢酸	0.003 mg/L	0.03mg/L以下	47	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.4 mg/L	3mg/L以下				
12	フッ素及びその化合物	0.05 mg/L 未満	0.8mg/L以下			30	ブロモジクロロメタン	0.006 mg/L	0.03mg/L以下	48	pH値	7.78	5.8以上8.6以下				
13	ホウ素及びその化合物	0.1 mg/L 未満	1.0mg/L以下			31	ブロモホルム	0.001 mg/L 未満	0.09mg/L以下	49	味	異常なし	異常でないこと				
14	四塩化炭素	0.0002 mg/L 未満	0.002mg/L以下			32	ホルムアルデヒド	0.008 mg/L 未満	0.08mg/L以下	50	臭気	異常なし	異常でないこと				
15	1,4-ジオキサン	0.005 mg/L 未満	0.05mg/L以下			33	亜鉛及びその化合物	0.01 mg/L 未満	1.0mg/L以下	51	色度	1 度 未満	5度以下であること				
16	1,1-2,2-ジクロロエチレン及び1,1,2,2-テトラクロロエチレン	0.002 mg/L 未満	0.04mg/L以下			34	アルミニウム及びその化合物	0.06 mg/L	0.2mg/L以下	52	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること				
17	ジクロロメタン	0.001 mg/L 未満	0.02mg/L以下			35	鉄及びその化合物	0.03 mg/L 未満	0.3mg/L以下	-	---	---					
18	テトラクロロエチレン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下			36	銅及びその化合物	0.01 mg/L 未満	1.0mg/L以下								
---			---			---			---		検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」						
判定		上記検査結果について、水質基準に適合。															

分析結果報告書

日本メンテナンステクニクス株式会社
大阪市北区西成区1番14号

水道法第20条登録機関〈登録番号第163号〉
計量証明事業登録〈京都府知事 第1050号 濃度〉

項目名			分析結果			基準値			項目名			分析結果			基準値			項目名			分析結果			基準値		
1	一般細菌	0 /mL	1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	19	トリクロロエチレン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	37	ナトリウム及びその化合物	4.5 mg/L	200mg/L以下															
2	大腸菌	不検出	検出されないこと	20	PFOS及びPFOA	0.000005 mg/L 未満	0.00005mg/L以下	38	マンガン及びその化合物	0.005 mg/L 未満	0.05mg/L以下															
3	カドミウム及びその化合物	0.0003 mg/L 未満	0.003mg/L以下	21	ベンゼン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	39	塩化物イオン	6.8 mg/L	200mg/L以下															
4	水銀及びその化合物	0.00005 mg/L 未満	0.0005mg/L以下	22	塩素酸	0.11 mg/L	0.6mg/L以下	40	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	29 mg/L	300mg/L以下															
5	セレン及びその化合物	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	23	クロロ酢酸	0.002 mg/L 未満	0.02mg/L以下	41	蒸発残留物	42 mg/L	500mg/L以下															
6	鉛及びその化合物	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	24	クロロホルム	0.009 mg/L	0.06mg/L以下	42	陰イオン界面活性剤	0.02 mg/L 未満	0.2mg/L以下															
7	ヒ素及びその化合物	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	25	ジクロロ酢酸	0.003 mg/L 未満	0.03mg/L以下	43	ジェオスミン	0.000001 mg/L 未満	0.00001mg/L以下															
8	六価クロム化合物	0.002 mg/L 未満	0.02mg/L以下	26	ジブロモクロロメタン	0.005 mg/L	0.1mg/L以下	44	2-メチルイソボルネオール	0.000001 mg/L 未満	0.00001mg/L以下															
9	亜硝酸態窒素	0.004 mg/L 未満	0.04mg/L以下	27	臭素酸	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	45	非イオン界面活性剤	0.005 mg/L 未満	0.02mg/L以下															
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	28	総トリハロメタン	0.021 mg/L	0.1mg/L以下	46	フェノール類	0.0005 mg/L 未満	フェノールとして0.005mg/L以下															
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	0.36 mg/L	10mg/L以下	29	トリクロロ酢酸	0.004 mg/L	0.03mg/L以下	47	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.4 mg/L	3mg/L以下															
12	フッ素及びその化合物	0.05 mg/L 未満	0.8mg/L以下	30	ブロモジクロロメタン	0.007 mg/L	0.03mg/L以下	48	pH値	7.77	5.8以上8.6以下															
13	ホウ素及びその化合物	0.1 mg/L 未満	1.0mg/L以下	31	ブロモホルム	0.001 mg/L 未満	0.09mg/L以下	49	味	異常なし	異常でないこと															
14	四塩化炭素	0.0002 mg/L 未満	0.002mg/L以下	32	ホルムアルデヒド	0.008 mg/L 未満	0.08mg/L以下	50	臭気	異常なし	異常でないこと															
15	1,4-ジオキサン	0.005 mg/L 未満	0.05mg/L以下	33	亜鉛及びその化合物	0.01 mg/L 未満	1.0mg/L以下	51	色度	1 度 未満	5度以下であること															
16	1,2-ジクロロエチレン及び1,1,2,2-ジクロロエチレン	0.002 mg/L 未満	0.04mg/L以下	34	アルミニウム及びその化合物	0.06 mg/L	0.2mg/L以下	52	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること															
17	ジクロロメタン	0.001 mg/L 未満	0.02mg/L以下	35	鉄及びその化合物	0.03 mg/L 未満	0.3mg/L以下	-	---	---	---															
18	テトラクロロエチレン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	36	銅及びその化合物	0.01 mg/L 未満	1.0mg/L以下	検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」																		
---			---	---			---																			
判定	上記検査結果について、水質基準に適合。																									

分析結果報告書

試料名:	畑川
採取場所:	畑川浄水場
試料の種類:	浄水
採取日:	令和8年8月18日
採取時刻:	11:20
分析項目:	下記52項目
分析日:	令和8年8月18日 ~ 令和8年9月2日
採取者:	依頼者サンプリング
気温:	28.0 ℃ ; 水温: 30.0 ℃
遊離残留塩素:	1.1 mg/L

上記採取試料の分析結果は次の通りです。

項目名		分析結果		基準値	項目名		分析結果		基準値	項目名		分析結果		基準値
1	一般細菌	0 /mL		1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	19	トリクロロエチレン	0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下	37	ナトリウム及びその化合物	8.5 mg/L		200mg/L以下
2	大腸菌	不検出		検出されないこと	20	PFOS及びPFOA	0.000005 mg/L 未満		0.00005mg/L以下	38	マンガン及びその化合物	0.005 mg/L 未満		0.05mg/L以下
3	カドミウム及びその化合物	0.0003 mg/L 未満		0.003mg/L以下	21	ベンゼン	0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下	39	塩化物イオン	11.0 mg/L		200mg/L以下
4	水銀及びその化合物	0.00005 mg/L 未満		0.0005mg/L以下	22	塩素酸	0.11 mg/L		0.6mg/L以下	40	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	24 mg/L		300mg/L以下
5	セレン及びその化合物	0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下	23	クロロ酢酸	0.002 mg/L 未満		0.02mg/L以下	41	蒸発残留物	65 mg/L		500mg/L以下
6	鉛及びその化合物	0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下	24	クロロホルム	0.011 mg/L		0.06mg/L以下	42	陰イオン界面活性剤	0.02 mg/L 未満		0.2mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物	0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下	25	ジクロロ酢酸	0.007 mg/L		0.03mg/L以下	43	ジェオスミン	0.000002 mg/L		0.00001mg/L以下
8	六価クロム化合物	0.002 mg/L 未満		0.02mg/L以下	26	ジプロモクロロメタン	0.002 mg/L		0.1mg/L以下	44	2-メチルイソボルネオール	0.000003 mg/L		0.00001mg/L以下
9	亜硝酸態窒素	0.004 mg/L 未満		0.04mg/L以下	27	臭素酸	0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下	45	非イオン界面活性剤	0.005 mg/L 未満		0.02mg/L以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下	28	総トリハロメタン	0.020 mg/L		0.1mg/L以下	46	フェノール類	0.0005 mg/L 未満		フェノールとして0.005mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	0.44 mg/L		10mg/L以下	29	トリクロロ酢酸	0.006 mg/L		0.03mg/L以下	47	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.8 mg/L		3mg/L以下
12	フッ素及びその化合物	0.05 mg/L 未満		0.8mg/L以下	30	ブロモジクロロメタン	0.007 mg/L		0.03mg/L以下	48	pH値	7.60		5.8以上8.6以下
13	ホウ素及びその化合物	0.1 mg/L 未満		1.0mg/L以下	31	ブロモホルム	0.001 mg/L 未満		0.09mg/L以下	49	味	異常なし		異常でないこと
14	四塩化炭素	0.0002 mg/L 未満		0.002mg/L以下	32	ホルムアルデヒド	0.008 mg/L 未満		0.08mg/L以下	50	臭気	異常なし		異常でないこと
15	1,4-ジオキサン	0.005 mg/L 未満		0.05mg/L以下	33	亜鉛及びその化合物	0.01 mg/L 未満		1.0mg/L以下	51	色度	1 度 未満		5度以下であること
16	2,2-ジクロロエチレン及び1,1,2,2-ジクロロエチレン	0.002 mg/L 未満		0.04mg/L以下	34	アルミニウム及びその化合物	0.03 mg/L		0.2mg/L以下	52	濁度	0.1 度 未満		2度以下であること
17	ジクロロメタン	0.001 mg/L 未満		0.02mg/L以下	35	鉄及びその化合物	0.03 mg/L 未満		0.3mg/L以下	-	---	---		
18	テトラクロロエチレン	0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下	36	銅及びその化合物	0.01 mg/L 未満		1.0mg/L以下					
---		---			---		---			検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」				
判定		上記検査結果について、水質基準に適合。												

分析結果報告書

項目名			分析結果		基準値	項目名			分析結果		基準値	項目名			分析結果		基準値
1	一般細菌	0 /mL	1mLの検水で形成される集落数が100以下であること			19	トリクロロエチレン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	37	ナトリウム及びその化合物	8.5 mg/L	200mg/L以下				
2	大腸菌	不検出	検出されないこと			20	PFOS及びPFOA	0.000005 mg/L 未満	0.00005mg/L以下	38	マンガン及びその化合物	0.005 mg/L 未満	0.05mg/L以下				
3	カドミウム及びその化合物	0.0003 mg/L 未満	0.003mg/L以下			21	ベンゼン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	39	塩化物イオン	11.2 mg/L	200mg/L以下				
4	水銀及びその化合物	0.00005 mg/L 未満	0.0005mg/L以下			22	塩素酸	0.11 mg/L	0.6mg/L以下	40	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	23 mg/L	300mg/L以下				
5	セレン及びその化合物	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下			23	クロロ酢酸	0.002 mg/L 未満	0.02mg/L以下	41	蒸発残留物	47 mg/L	500mg/L以下				
6	鉛及びその化合物	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下			24	クロロホルム	0.022 mg/L	0.06mg/L以下	42	陰イオン界面活性剤	0.02 mg/L 未満	0.2mg/L以下				
7	ヒ素及びその化合物	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下			25	ジクロロ酢酸	0.012 mg/L	0.03mg/L以下	43	ジェオスミン	0.000002 mg/L	0.00001mg/L以下				
8	六価クロム化合物	0.002 mg/L 未満	0.02mg/L以下			26	ジプロモクロロメタン	0.003 mg/L	0.1mg/L以下	44	2-メチルイソボルネオール	0.000003 mg/L	0.00001mg/L以下				
9	亜硝酸態窒素	0.004 mg/L 未満	0.04mg/L以下			27	臭素酸	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	45	非イオン界面活性剤	0.005 mg/L 未満	0.02mg/L以下				
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下			28	総トリハロメタン	0.035 mg/L	0.1mg/L以下	46	フェノール類	0.0005 mg/L 未満	フェノールとして0.005mg/L以下				
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	0.47 mg/L	10mg/L以下			29	トリクロロ酢酸	0.010 mg/L	0.03mg/L以下	47	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.8 mg/L	3mg/L以下				
12	フッ素及びその化合物	0.05 mg/L 未満	0.8mg/L以下			30	プロモジクロロメタン	0.010 mg/L	0.03mg/L以下	48	pH値	7.52	5.8以上8.6以下				
13	ホウ素及びその化合物	0.1 mg/L 未満	1.0mg/L以下			31	プロモホルム	0.001 mg/L 未満	0.09mg/L以下	49	味	異常なし	異常でないこと				
14	四塩化炭素	0.0002 mg/L 未満	0.002mg/L以下			32	ホルムアルデヒド	0.008 mg/L 未満	0.08mg/L以下	50	臭気	異常なし	異常でないこと				
15	1,4-ジオキサン	0.005 mg/L 未満	0.05mg/L以下			33	亜鉛及びその化合物	0.01 mg/L 未満	1.0mg/L以下	51	色度	1 度 未満	5度以下であること				
16	2,4-ジクロロエチレン及び1,1,2,2-ジクロロエチレン	0.002 mg/L 未満	0.04mg/L以下			34	アルミニウム及びその化合物	0.03 mg/L	0.2mg/L以下	52	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること				
17	ジクロロメタン	0.001 mg/L 未満	0.02mg/L以下			35	鉄及びその化合物	0.03 mg/L 未満	0.3mg/L以下	-	---	---					
18	テトラクロロエチレン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下			36	銅及びその化合物	0.01 mg/L 未満	1.0mg/L以下	検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」							
---	---	---	---	---	---	---	---	---									
判定	上記検査結果について、水質基準に適合。																

分析結果報告書

試料名:	瑞穂中央
採取場所:	京丹波町役場旧瑞穂支所
試料の種類:	浄水
採取日:	令和8年8月18日
採取時刻:	09:00
分析項目:	下記52項目
分析日:	令和8年8月18日 ~ 令和8年9月2日
採取者:	依頼者サンプリング
気温:	30.0 ℃ ; 水温: 26.0 ℃
遊離残留塩素:	0.7 mg/L

項目名			分析結果		基準値		項目名			分析結果		基準値	
1	一般細菌	0 /mL	1mLの検水で形成される集落数が100以下であること		19	トリクロロエチレン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	37	ナトリウム及びその化合物	9.3 mg/L	200mg/L以下	
2	大腸菌	不検出	検出されないこと		20	PFOS及びPFOA	0.000005 mg/L 未満	0.00005mg/L以下	38	マンガン及びその化合物	0.005 mg/L 未満	0.05mg/L以下	
3	カドミウム及びその化合物	0.0003 mg/L 未満	0.003mg/L以下		21	ベンゼン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	39	塩化物イオン	12.6 mg/L	200mg/L以下	
4	水銀及びその化合物	0.00005 mg/L 未満	0.0005mg/L以下		22	塩素酸	0.27 mg/L	0.6mg/L以下	40	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	40 mg/L	300mg/L以下	
5	セレン及びその化合物	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下		23	クロロ酢酸	0.002 mg/L 未満	0.02mg/L以下	41	蒸発残留物	71 mg/L	500mg/L以下	
6	鉛及びその化合物	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下		24	クロロホルム	0.017 mg/L	0.06mg/L以下	42	陰イオン界面活性剤	0.02 mg/L 未満	0.2mg/L以下	
7	ヒ素及びその化合物	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下		25	ジクロロ酢酸	0.010 mg/L	0.03mg/L以下	43	ジェオスミン	0.000006 mg/L	0.0001mg/L以下	
8	六価クロム化合物	0.002 mg/L 未満	0.02mg/L以下		26	ジブロモクロロメタン	0.004 mg/L	0.1mg/L以下	44	2-メチルイソボルネオール	0.000001 mg/L	0.0001mg/L以下	
9	亜硝酸態窒素	0.004 mg/L 未満	0.04mg/L以下		27	臭素酸	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	45	非イオン界面活性剤	0.005 mg/L 未満	0.02mg/L以下	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下		28	総トリハロメタン	0.031 mg/L	0.1mg/L以下	46	フェノール類	0.0005 mg/L 未満	フェノールとして0.005mg/L以下	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	0.53 mg/L	10mg/L以下		29	トリクロロ酢酸	0.009 mg/L	0.03mg/L以下	47	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.9 mg/L	3mg/L以下	
12	フッ素及びその化合物	0.06 mg/L	0.8mg/L以下		30	ブロモジクロロメタン	0.010 mg/L	0.03mg/L以下	48	pH値	7.69	5.8以上8.6以下	
13	ホウ素及びその化合物	0.1 mg/L 未満	1.0mg/L以下		31	ブロモホルム	0.001 mg/L 未満	0.09mg/L以下	49	味	異常なし	異常でないこと	
14	四塩化炭素	0.0002 mg/L 未満	0.002mg/L以下		32	ホルムアルデヒド	0.008 mg/L 未満	0.08mg/L以下	50	臭気	異常なし	異常でないこと	
15	1,4-ジオキサン	0.005 mg/L 未満	0.05mg/L以下		33	亜鉛及びその化合物	0.01 mg/L	1.0mg/L以下	51	色度	1 度 未満	5度以下であること	
16	3,4-1,2-ジクロロエチレン及び1,3,4-1,2-ジクロロエチレン	0.002 mg/L 未満	0.04mg/L以下		34	アルミニウム及びその化合物	0.02 mg/L	0.2mg/L以下	52	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること	
17	ジクロロメタン	0.001 mg/L 未満	0.02mg/L以下		35	鉄及びその化合物	0.03 mg/L 未満	0.3mg/L以下	-	---	---		
18	テトラクロロエチレン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下		36	銅及びその化合物	0.01 mg/L	1.0mg/L以下	検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」				
---	---	---	---	---	---	---	---	---					
判定		上記検査結果について、水質基準に適合。											

分析結果報告書



水道法第20条登録機関〈登録番号第163号〉
計量証明事業登録〈京都府知事 第1050号 濃度〉

項目名		分析結果		基準値	項目名		分析結果		基準値	項目名		分析結果		基準値
1	一般細菌	0 /mL		1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	19	トリクロロエチレン	0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下	37	ナトリウム及びその化合物	5.5 mg/L		200mg/L以下
2	大腸菌	不検出		検出されないこと	20	PFOS及びPFOA	0.000005 mg/L 未満		0.00005mg/L以下	38	マンガン及びその化合物	0.005 mg/L 未満		0.05mg/L以下
3	カドミウム及びその化合物	0.0003 mg/L 未満		0.003mg/L以下	21	ベンゼン	0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下	39	塩化物イオン	7.1 mg/L		200mg/L以下
4	水銀及びその化合物	0.00005 mg/L 未満		0.0005mg/L以下	22	塩素酸	0.29 mg/L		0.6mg/L以下	40	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	21 mg/L		300mg/L以下
5	セレン及びその化合物	0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下	23	クロロ酢酸	0.002 mg/L 未満		0.02mg/L以下	41	蒸発残留物	39 mg/L		500mg/L以下
6	鉛及びその化合物	0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下	24	クロロホルム	0.024 mg/L		0.06mg/L以下	42	陰イオン界面活性剤	0.02 mg/L 未満		0.2mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物	0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下	25	ジクロロ酢酸	0.013 mg/L		0.03mg/L以下	43	ジェオスミン	0.000001 mg/L 未満		0.00001mg/L以下
8	六価クロム化合物	0.002 mg/L 未満		0.02mg/L以下	26	ジブロモクロロメタン	0.002 mg/L		0.1mg/L以下	44	2-メチルイソボルネオール	0.000001 mg/L 未満		0.00001mg/L以下
9	亜硝酸態窒素	0.004 mg/L 未満		0.04mg/L以下	27	臭素酸	0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下	45	非イオン界面活性剤	0.005 mg/L 未満		0.02mg/L以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下	28	総トリハロメタン	0.037 mg/L		0.1mg/L以下	46	フェノール類	0.0005 mg/L 未満		フェノールとして0.005mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	0.41 mg/L		10mg/L以下	29	トリクロロ酢酸	0.018 mg/L		0.03mg/L以下	47	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.6 mg/L		3mg/L以下
12	フッ素及びその化合物	0.05 mg/L 未満		0.8mg/L以下	30	ブロモジクロロメタン	0.011 mg/L		0.03mg/L以下	48	pH値	7.60		5.8以上8.6以下
13	ホウ素及びその化合物	0.1 mg/L 未満		1.0mg/L以下	31	ブロモホルム	0.001 mg/L 未満		0.09mg/L以下	49	味	異常なし		異常でないこと
14	四塩化炭素	0.0002 mg/L 未満		0.002mg/L以下	32	ホルムアルデヒド	0.008 mg/L 未満		0.08mg/L以下	50	臭気	異常なし		異常でないこと
15	1,4-ジオキサン	0.005 mg/L 未満		0.05mg/L以下	33	亜鉛及びその化合物	0.01 mg/L 未満		1.0mg/L以下	51	色度	1 度 未満		5度以下であること
16	3,4-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.002 mg/L 未満		0.04mg/L以下	34	アルミニウム及びその化合物	0.01 mg/L 未満		0.2mg/L以下	52	濁度	0.1 度 未満		2度以下であること
17	ジクロロメタン	0.001 mg/L 未満		0.02mg/L以下	35	鉄及びその化合物	0.03 mg/L 未満		0.3mg/L以下	-	---	---		
18	テトラクロロエチレン	0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下	36	銅及びその化合物	0.01 mg/L 未満		1.0mg/L以下	検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」				
---		---			---		---							
判定		上記検査結果について、水質基準に適合。												

分析結果報告書



水道法第20条登録機関〈登録番号第163号〉
計量証明事業登録〈京都府知事 第1050号 濃度〉

項目名			分析結果		基準値	項目名			分析結果		基準値	項目名			分析結果		基準値
1	一般細菌	0 /mL	1mLの検水で形成される集落数が100以下であること		19	トリクロロエチレン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	37	ナトリウム及びその化合物	4.8 mg/L	200mg/L以下					
2	大腸菌	不検出	検出されないこと		20	PFOS及びPFOA	0.000005 mg/L 未満	0.00005mg/L以下	38	マンガン及びその化合物	0.005 mg/L 未満	0.05mg/L以下					
3	カドミウム及びその化合物	0.0003 mg/L 未満	0.003mg/L以下		21	ベンゼン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	39	塩化物イオン	5.1 mg/L	200mg/L以下					
4	水銀及びその化合物	0.00005 mg/L 未満	0.0005mg/L以下		22	塩素酸	0.13 mg/L	0.6mg/L以下	40	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	34 mg/L	300mg/L以下					
5	セレン及びその化合物	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下		23	クロロ酢酸	0.002 mg/L 未満	0.02mg/L以下	41	蒸発残留物	45 mg/L	500mg/L以下					
6	鉛及びその化合物	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下		24	クロロホルム	0.009 mg/L	0.06mg/L以下	42	陰イオン界面活性剤	0.02 mg/L 未満	0.2mg/L以下					
7	ヒ素及びその化合物	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下		25	ジクロロ酢酸	0.005 mg/L	0.03mg/L以下	43	ジェオスミン	0.000001 mg/L 未満	0.00001mg/L以下					
8	六価クロム化合物	0.002 mg/L 未満	0.02mg/L以下		26	ジブロモクロロメタン	0.002 mg/L	0.1mg/L以下	44	2-メチルイソボルネオール	0.000001 mg/L 未満	0.00001mg/L以下					
9	亜硝酸態窒素	0.004 mg/L 未満	0.04mg/L以下		27	臭素酸	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	45	非イオン界面活性剤	0.005 mg/L 未満	0.02mg/L以下					
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下		28	総トリハロメタン	0.016 mg/L	0.1mg/L以下	46	フェノール類	0.0005 mg/L 未満	フェノールとして0.005mg/L以下					
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	0.24 mg/L	10mg/L以下		29	トリクロロ酢酸	0.005 mg/L	0.03mg/L以下	47	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.4 mg/L	3mg/L以下					
12	フッ素及びその化合物	0.05 mg/L 未満	0.8mg/L以下		30	ブロモジクロロメタン	0.005 mg/L	0.03mg/L以下	48	pH値	7.93	5.8以上8.6以下					
13	ホウ素及びその化合物	0.1 mg/L 未満	1.0mg/L以下		31	プロモホルム	0.001 mg/L 未満	0.09mg/L以下	49	味	異常なし	異常でないこと					
14	四塩化炭素	0.0002 mg/L 未満	0.002mg/L以下		32	ホルムアルデヒド	0.008 mg/L 未満	0.08mg/L以下	50	臭気	異常なし	異常でないこと					
15	1,4-ジオキサン	0.005 mg/L 未満	0.05mg/L以下		33	亜鉛及びその化合物	0.01 mg/L 未満	1.0mg/L以下	51	色度	1 度 未満	5度以下であること					
16	1,2-ジクロロエチレン及び1,1,2,2-ジクロロエチレン	0.002 mg/L 未満	0.04mg/L以下		34	アルミニウム及びその化合物	0.01 mg/L 未満	0.2mg/L以下	52	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること					
17	ジクロロメタン	0.001 mg/L 未満	0.02mg/L以下		35	鉄及びその化合物	0.03 mg/L 未満	0.3mg/L以下	-	---	---						
18	テトラクロロエチレン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下		36	銅及びその化合物	0.01 mg/L 未満	1.0mg/L以下	検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」								
---			---		---												
判定	上記検査結果について、水質基準に適合。																

分析結果報告書



項目名			分析結果		基準値		項目名			分析結果		基準値		項目名			分析結果		基準値	
1	一般細菌	0 /mL	1mLの検水で形成される集落数が100以下であること		19	トリクロロエチレン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	37	ナトリウム及びその化合物	7.5 mg/L	200mg/L以下								
2	大腸菌	不検出	検出されないこと		20	PFOS及びPFOA	0.000005 mg/L 未満	0.00005mg/L以下	38	マンガン及びその化合物	0.005 mg/L 未満	0.05mg/L以下								
3	カドミウム及びその化合物	0.0003 mg/L 未満	0.003mg/L以下		21	ベンゼン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	39	塩化物イオン	11.1 mg/L	200mg/L以下								
4	水銀及びその化合物	0.00005 mg/L 未満	0.0005mg/L以下		22	塩素酸	0.08 mg/L	0.6mg/L以下	40	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	28 mg/L	300mg/L以下								
5	セレン及びその化合物	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下		23	クロロ酢酸	0.002 mg/L 未満	0.02mg/L以下	41	蒸発残留物	50 mg/L	500mg/L以下								
6	鉛及びその化合物	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下		24	クロロホルム	0.024 mg/L	0.06mg/L以下	42	陰イオン界面活性剤	0.02 mg/L 未満	0.2mg/L以下								
7	ヒ素及びその化合物	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下		25	ジクロロ酢酸	0.010 mg/L	0.03mg/L以下	43	ジェオスミン	0.000001 mg/L 未満	0.00001mg/L以下								
8	六価クロム化合物	0.002 mg/L 未満	0.02mg/L以下		26	ジブロモクロロメタン	0.005 mg/L	0.1mg/L以下	44	2-メチルイソボルネオール	0.000001 mg/L 未満	0.00001mg/L以下								
9	亜硝酸態窒素	0.004 mg/L 未満	0.04mg/L以下		27	臭素酸	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	45	非イオン界面活性剤	0.005 mg/L 未満	0.02mg/L以下								
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下		28	総トリハロメタン	0.041 mg/L	0.1mg/L以下	46	フェノール類	0.0005 mg/L 未満	フェノールとして0.005mg/L以下								
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	0.27 mg/L	10mg/L以下		29	トリクロロ酢酸	0.007 mg/L	0.03mg/L以下	47	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.7 mg/L	3mg/L以下								
12	フッ素及びその化合物	0.05 mg/L	0.8mg/L以下		30	ブロモジクロロメタン	0.012 mg/L	0.03mg/L以下	48	pH値	7.68	5.8以上8.6以下								
13	ホウ素及びその化合物	0.1 mg/L 未満	1.0mg/L以下		31	ブロモホルム	0.001 mg/L 未満	0.09mg/L以下	49	味	異常なし	異常でないこと								
14	四塩化炭素	0.0002 mg/L 未満	0.002mg/L以下		32	ホルムアルデヒド	0.008 mg/L 未満	0.08mg/L以下	50	臭気	異常なし	異常でないこと								
15	1,4-ジオキサン	0.005 mg/L 未満	0.05mg/L以下		33	亜鉛及びその化合物	0.02 mg/L	1.0mg/L以下	51	色度	1 度 未満	5度以下であること								
16	1,1-2,2-ジクロロエチレン及びトリス-1,2-ジクロロエチレン	0.002 mg/L 未満	0.04mg/L以下		34	アルミニウム及びその化合物	0.06 mg/L	0.2mg/L以下	52	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること								
17	ジクロロメタン	0.001 mg/L 未満	0.02mg/L以下		35	鉄及びその化合物	0.03 mg/L 未満	0.3mg/L以下	-	---	---									
18	テトラクロロエチレン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下		36	銅及びその化合物	0.01 mg/L	1.0mg/L以下	検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」											
---			---		---			---												
判定		上記検査結果について、水質基準に適合。																		

分析結果報告書

試料名:	東又
採取場所:	鎌谷奥公民館
試料の種類:	浄水
採取日:	令和8年8月18日
採取時刻:	09:35
分析項目:	下記52項目
分析日:	令和8年8月18日 ~ 令和8年9月2日
採取者:	依頼者サンプリング
気温:	31.0 ℃ ; 水温: 29.0 ℃
遊離残留塩素:	0.7 mg/L

上記採取試料の分析結果は次の通りです。

項目名		分析結果		基準値		項目名		分析結果		基準値		項目名		分析結果		基準値	
1	一般細菌	0 /mL		1mLの水で形成される集落数が100以下であること		19	トリクロロエチレン	0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下		37	ナトリウム及びその化合物	3.2 mg/L		200mg/L以下	
2	大腸菌	不検出		検出されないこと		20	PFOS及びPFOA	0.000005 mg/L 未満		0.00005mg/L以下		38	マンガン及びその化合物	0.005 mg/L 未満		0.05mg/L以下	
3	カドミウム及びその化合物	0.0003 mg/L 未満		0.003mg/L以下		21	ベンゼン	0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下		39	塩化物イオン	4.7 mg/L		200mg/L以下	
4	水銀及びその化合物	0.00005 mg/L 未満		0.0005mg/L以下		22	塩素酸	0.18 mg/L		0.6mg/L以下		40	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	8 mg/L		300mg/L以下	
5	セレン及びその化合物	0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下		23	クロロ酢酸	0.002 mg/L 未満		0.02mg/L以下		41	蒸発残留物	20 mg/L 未満		500mg/L以下	
6	鉛及びその化合物	0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下		24	クロロホルム	0.001 mg/L		0.06mg/L以下		42	陰イオン界面活性剤	0.02 mg/L 未満		0.2mg/L以下	
7	ヒ素及びその化合物	0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下		25	ジクロロ酢酸	0.003 mg/L 未満		0.03mg/L以下		43	ジェオスミン	0.000001 mg/L 未満		0.00001mg/L以下	
8	六価クロム化合物	0.002 mg/L 未満		0.02mg/L以下		26	ジブロモクロロメタン	0.002 mg/L		0.1mg/L以下		44	2-メチルイソボルネオール	0.000001 mg/L 未満		0.00001mg/L以下	
9	亜硝酸態窒素	0.004 mg/L 未満		0.04mg/L以下		27	臭素酸	0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下		45	非イオン界面活性剤	0.005 mg/L 未満		0.02mg/L以下	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下		28	総トリハロメタン	0.005 mg/L		0.1mg/L以下		46	フェノール類	0.0005 mg/L 未満		フェノールとして0.005mg/L以下	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	0.05 mg/L		10mg/L以下		29	トリクロロ酢酸	0.003 mg/L 未満		0.03mg/L以下		47	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.3 mg/L 未満		3mg/L以下	
12	フッ素及びその化合物	0.05 mg/L 未満		0.8mg/L以下		30	プロモジクロロメタン	0.002 mg/L		0.03mg/L以下		48	pH値	6.52		5.8以上8.6以下	
13	ホウ素及びその化合物	0.1 mg/L 未満		1.0mg/L以下		31	プロモホルム	0.001 mg/L 未満		0.09mg/L以下		49	味	異常なし		異常でないこと	
14	四塩化炭素	0.0002 mg/L 未満		0.002mg/L以下		32	ホルムアルデヒド	0.008 mg/L 未満		0.08mg/L以下		50	臭気	異常なし		異常でないこと	
15	1,4-ジオキサン	0.005 mg/L 未満		0.05mg/L以下		33	亜鉛及びその化合物	0.01 mg/L		1.0mg/L以下		51	色度	1 度 未満		5度以下であること	
16	1,1-2,2-ジクロロエチレン及び1,1,2,2-ジクロロエチレン	0.002 mg/L 未満		0.04mg/L以下		34	アルミニウム及びその化合物	0.01 mg/L 未満		0.2mg/L以下		52	濁度	0.1 度 未満		2度以下であること	
17	ジクロロメタン	0.001 mg/L 未満		0.02mg/L以下		35	鉄及びその化合物	0.03 mg/L 未満		0.3mg/L以下		-	---	---			
18	テトラクロロエチレン	0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下		36	銅及びその化合物	0.01 mg/L		1.0mg/L以下		検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」					
---		---		---		---		---									
判定		上記検査結果について、水質基準に適合。															

分析結果報告書

試料名:	丹波中央 質美系
採取場所:	中村公民館(質美)
試料の種類:	浄水
採取日:	令和8年8月18日
採取時刻:	10:30
分析項目:	下記52項目
分析日:	令和8年8月18日 ~ 令和8年9月2日
採取者:	依頼者サンプリング
気温:	28.0 ℃ ; 水温: 29.0 ℃
遊離残留塩素:	0.2 mg/L

上記採取試料の分析結果は次の通りです。

項目名			分析結果		基準値	項目名			分析結果		基準値	項目名			分析結果		基準値
1	一般細菌	0 /mL	1mLの検水で形成される集落数が100以下であること			19	トリクロロエチレン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	37	ナトリウム及びその化合物	8.8 mg/L	200mg/L以下				
2	大腸菌	不検出	検出されないこと			20	PFOS及びPFOA	0.000005 mg/L 未満	0.00005mg/L以下	38	マンガン及びその化合物	0.005 mg/L 未満	0.05mg/L以下				
3	カドミウム及びその化合物	0.0003 mg/L 未満	0.003mg/L以下			21	ベンゼン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	39	塩化物イオン	13.1 mg/L	200mg/L以下				
4	水銀及びその化合物	0.00005 mg/L 未満	0.0005mg/L以下			22	塩素酸	0.11 mg/L	0.6mg/L以下	40	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	29 mg/L	300mg/L以下				
5	セレン及びその化合物	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下			23	クロロ酢酸	0.002 mg/L 未満	0.02mg/L以下	41	蒸発残留物	62 mg/L	500mg/L以下				
6	鉛及びその化合物	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下			24	クロロホルム	0.046 mg/L	0.06mg/L以下	42	陰イオン界面活性剤	0.02 mg/L 未満	0.2mg/L以下				
7	ヒ素及びその化合物	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下			25	ジクロロ酢酸	0.003 mg/L 未満	0.03mg/L以下	43	ジェオスミン	0.000002 mg/L	0.00001mg/L以下				
8	六価クロム化合物	0.002 mg/L 未満	0.02mg/L以下			26	ジブロモクロロメタン	0.005 mg/L	0.1mg/L以下	44	2-メチルイソボルネオール	0.000002 mg/L	0.00001mg/L以下				
9	亜硝酸態窒素	0.004 mg/L 未満	0.04mg/L以下			27	臭素酸	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	45	非イオン界面活性剤	0.005 mg/L 未満	0.02mg/L以下				
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下			28	総トリハロメタン	0.066 mg/L	0.1mg/L以下	46	フェノール類	0.0005 mg/L 未満	フェノールとして0.005mg/L以下				
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	0.41 mg/L	10mg/L以下			29	トリクロロ酢酸	0.020 mg/L	0.03mg/L以下	47	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	1.0 mg/L	3mg/L以下				
12	フッ素及びその化合物	0.05 mg/L 未満	0.8mg/L以下			30	ブロモジクロロメタン	0.015 mg/L	0.03mg/L以下	48	pH値	7.72	5.8以上8.6以下				
13	ホウ素及びその化合物	0.1 mg/L 未満	1.0mg/L以下			31	ブロモホルム	0.001 mg/L 未満	0.09mg/L以下	49	味	異常なし	異常でないこと				
14	四塩化炭素	0.0002 mg/L 未満	0.002mg/L以下			32	ホルムアルデヒド	0.008 mg/L 未満	0.08mg/L以下	50	臭気	異常なし	異常でないこと				
15	1,4-ジオキサン	0.005 mg/L 未満	0.05mg/L以下			33	亜鉛及びその化合物	0.01 mg/L 未満	1.0mg/L以下	51	色度	1 度 未満	5度以下であること				
16	1,2-ジクロロエチレン及び1,1,2,2-ジクロロエチレン	0.002 mg/L 未満	0.04mg/L以下			34	アルミニウム及びその化合物	0.05 mg/L	0.2mg/L以下	52	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること				
17	ジクロロメタン	0.001 mg/L 未満	0.02mg/L以下			35	鉄及びその化合物	0.03 mg/L 未満	0.3mg/L以下	-	---	---					
18	テトラクロロエチレン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下			36	銅及びその化合物	0.01 mg/L 未満	1.0mg/L以下	検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」							
---	---	---	---			---	---	---									
判定		上記検査結果について、水質基準に適合。															

分析結果報告書

項目名			分析結果		基準値		項目名			分析結果		基準値		項目名			分析結果		基準値	
1	一般細菌	0 /mL	1mLの検水で形成される集落数が100以下であること		19	トリクロロエチレン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	37	ナトリウム及びその化合物	4.9 mg/L	200mg/L以下								
2	大腸菌	不検出	検出されないこと		20	PFOS及びPFOA	0.000005 mg/L 未満	0.00005mg/L以下	38	マンガン及びその化合物	0.005 mg/L 未満	0.05mg/L以下								
3	カドミウム及びその化合物	0.0003 mg/L 未満	0.003mg/L以下		21	ベンゼン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	39	塩化物イオン	5.1 mg/L	200mg/L以下								
4	水銀及びその化合物	0.00005 mg/L 未満	0.0005mg/L以下		22	塩素酸	0.28 mg/L	0.6mg/L以下	40	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	13 mg/L	300mg/L以下								
5	セレン及びその化合物	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下		23	クロロ酢酸	0.002 mg/L 未満	0.02mg/L以下	41	蒸発残留物	30 mg/L	500mg/L以下								
6	鉛及びその化合物	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下		24	クロロホルム	0.017 mg/L	0.06mg/L以下	42	陰イオン界面活性剤	0.02 mg/L 未満	0.2mg/L以下								
7	ヒ素及びその化合物	0.002 mg/L	0.01mg/L以下		25	ジクロロ酢酸	0.010 mg/L	0.03mg/L以下	43	ジェオスミン	0.000001 mg/L 未満	0.00001mg/L以下								
8	六価クロム化合物	0.002 mg/L 未満	0.02mg/L以下		26	ジブロモクロロメタン	0.003 mg/L	0.1mg/L以下	44	2-メチルイソボルネオール	0.000001 mg/L 未満	0.00001mg/L以下								
9	亜硝酸態窒素	0.004 mg/L 未満	0.04mg/L以下		27	臭素酸	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	45	非イオン界面活性剤	0.005 mg/L 未満	0.02mg/L以下								
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下		28	総トリハロメタン	0.029 mg/L	0.1mg/L以下	46	フェノール類	0.0005 mg/L 未満	フェノールとして0.005mg/L以下								
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	0.55 mg/L	10mg/L以下		29	トリクロロ酢酸	0.012 mg/L	0.03mg/L以下	47	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.6 mg/L	3mg/L以下								
12	フッ素及びその化合物	0.05 mg/L	0.8mg/L以下		30	ブロモジクロロメタン	0.009 mg/L	0.03mg/L以下	48	pH値	7.41	5.8以上8.6以下								
13	ホウ素及びその化合物	0.1 mg/L 未満	1.0mg/L以下		31	プロモホルム	0.001 mg/L 未満	0.09mg/L以下	49	味	異常なし	異常でないこと								
14	四塩化炭素	0.0002 mg/L 未満	0.002mg/L以下		32	ホルムアルデヒド	0.008 mg/L 未満	0.08mg/L以下	50	臭気	異常なし	異常でないこと								
15	1,4-ジオキサン	0.005 mg/L 未満	0.05mg/L以下		33	亜鉛及びその化合物	0.01 mg/L 未満	1.0mg/L以下	51	色度	1 度 未満	5度以下であること								
16	1,1-2,2-ジクロロエチレン及び1,1,1,2-ジクロロエチレン	0.002 mg/L 未満	0.04mg/L以下		34	アルミニウム及びその化合物	0.01 mg/L 未満	0.2mg/L以下	52	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること								
17	ジクロロメタン	0.001 mg/L 未満	0.02mg/L以下		35	鉄及びその化合物	0.03 mg/L 未満	0.3mg/L以下	-	---	---									
18	テトラクロロエチレン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下		36	銅及びその化合物	0.01 mg/L 未満	1.0mg/L以下	検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」											
---			---		---		---													

判定

上記検査結果について、水質基準に適合。

分析結果報告書

項目名			分析結果		基準値		項目名			分析結果		基準値		項目名			分析結果		基準値	
1	一般細菌	0 /mL	1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	19	トリクロロエチレン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	37	ナトリウム及びその化合物	8.5 mg/L	200mg/L以下									
2	大腸菌	不検出	検出されないこと	20	PFOS及びPFOA	0.000005 mg/L 未満	0.00005mg/L以下	38	マンガン及びその化合物	0.005 mg/L 未満	0.05mg/L以下									
3	カドミウム及びその化合物	0.0003 mg/L 未満	0.003mg/L以下	21	ベンゼン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	39	塩化物イオン	12.6 mg/L	200mg/L以下									
4	水銀及びその化合物	0.00005 mg/L 未満	0.0005mg/L以下	22	塩素酸	0.10 mg/L	0.6mg/L以下	40	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	28 mg/L	300mg/L以下									
5	セレン及びその化合物	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	23	クロロ酢酸	0.002 mg/L 未満	0.02mg/L以下	41	蒸発残留物	62 mg/L	500mg/L以下									
6	鉛及びその化合物	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	24	クロロホルム	0.043 mg/L	0.06mg/L以下	42	陰イオン界面活性剤	0.02 mg/L 未満	0.2mg/L以下									
7	ヒ素及びその化合物	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	25	ジクロロ酢酸	0.003 mg/L 未満	0.03mg/L以下	43	ジェオスミン	0.000002 mg/L	0.00001mg/L以下									
8	六価クロム化合物	0.002 mg/L 未満	0.02mg/L以下	26	ジプロモクロロメタン	0.004 mg/L	0.1mg/L以下	44	2-メチルイソボルネオール	0.000002 mg/L	0.00001mg/L以下									
9	亜硝酸態窒素	0.004 mg/L 未満	0.04mg/L以下	27	臭素酸	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	45	非イオン界面活性剤	0.005 mg/L 未満	0.02mg/L以下									
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	28	総トリハロメタン	0.062 mg/L	0.1mg/L以下	46	フェノール類	0.0005 mg/L 未満	フェノールとして0.005mg/L以下									
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	0.42 mg/L	10mg/L以下	29	トリクロロ酢酸	0.018 mg/L	0.03mg/L以下	47	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	1.0 mg/L	3mg/L以下									
12	フッ素及びその化合物	0.05 mg/L 未満	0.8mg/L以下	30	プロモジクロロメタン	0.015 mg/L	0.03mg/L以下	48	pH値	7.73	5.8以上8.6以下									
13	ホウ素及びその化合物	0.1 mg/L 未満	1.0mg/L以下	31	プロモホルム	0.001 mg/L 未満	0.09mg/L以下	49	味	異常なし	異常でないこと									
14	四塩化炭素	0.0002 mg/L 未満	0.002mg/L以下	32	ホルムアルデヒド	0.008 mg/L 未満	0.08mg/L以下	50	臭気	異常なし	異常でないこと									
15	1,4-ジオキサン	0.005 mg/L 未満	0.05mg/L以下	33	亜鉛及びその化合物	0.01 mg/L 未満	1.0mg/L以下	51	色度	1 度 未満	5度以下であること									
16	1,1-2,2-ジクロロエチレン及び1,1,1,2-ジクロロエチレン	0.002 mg/L 未満	0.04mg/L以下	34	アルミニウム及びその化合物	0.04 mg/L	0.2mg/L以下	52	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること									
17	ジクロロメタン	0.001 mg/L 未満	0.02mg/L以下	35	鉄及びその化合物	0.03 mg/L 未満	0.3mg/L以下	-	---	---										
18	テトラクロロエチレン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	36	銅及びその化合物	0.01 mg/L 未満	1.0mg/L以下													
---			---	---			---	検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」												
判定		上記検査結果について、水質基準に適合。																		

分析結果報告書

項目名		分析結果		基準値	項目名		分析結果		基準値	項目名		分析結果		基準値
1	一般細菌	0 /mL		1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	19	トリクロロエチレン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	37	ナトリウム及びその化合物	4.7 mg/L	200mg/L以下		
2	大腸菌	不検出		検出されないこと	20	PFOS及びPFOA	0.000005 mg/L 未満	0.00005mg/L以下	38	マンガン及びその化合物	0.005 mg/L 未満	0.05mg/L以下		
3	カドミウム及びその化合物	0.0003 mg/L 未満		0.003mg/L以下	21	ベンゼン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	39	塩化物イオン	6.9 mg/L	200mg/L以下		
4	水銀及びその化合物	0.00005 mg/L 未満		0.0005mg/L以下	22	塩素酸	0.17 mg/L	0.6mg/L以下	40	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	30 mg/L	300mg/L以下		
5	セレン及びその化合物	0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下	23	クロロ酢酸	0.002 mg/L 未満	0.02mg/L以下	41	蒸発残留物	46 mg/L	500mg/L以下		
6	鉛及びその化合物	0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下	24	クロロホルム	0.020 mg/L	0.06mg/L以下	42	陰イオン界面活性剤	0.02 mg/L 未満	0.2mg/L以下		
7	ヒ素及びその化合物	0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下	25	ジクロロ酢酸	0.007 mg/L	0.03mg/L以下	43	ジェオスミン	0.000001 mg/L 未満	0.00001mg/L以下		
8	六価クロム化合物	0.002 mg/L 未満		0.02mg/L以下	26	ジブロモクロロメタン	0.004 mg/L	0.1mg/L以下	44	2-メチルイソボルネオール	0.000001 mg/L 未満	0.00001mg/L以下		
9	亜硝酸態窒素	0.004 mg/L 未満		0.04mg/L以下	27	臭素酸	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	45	非イオン界面活性剤	0.005 mg/L	0.02mg/L以下		
10	シアン化合物イオン及び塩化シアン	0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下	28	総トリハロメタン	0.034 mg/L	0.1mg/L以下	46	フェノール類	0.0005 mg/L 未満	フェノールとして0.005mg/L以下		
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	0.52 mg/L		10mg/L以下	29	トリクロロ酢酸	0.007 mg/L	0.03mg/L以下	47	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.5 mg/L	3mg/L以下		
12	フッ素及びその化合物	0.05 mg/L 未満		0.8mg/L以下	30	プロモジクロロメタン	0.010 mg/L	0.03mg/L以下	48	pH値	7.81	5.8以上8.6以下		
13	ホウ素及びその化合物	0.1 mg/L 未満		1.0mg/L以下	31	プロモホルム	0.001 mg/L 未満	0.09mg/L以下	49	味	異常なし	異常でないこと		
14	四塩化炭素	0.0002 mg/L 未満		0.002mg/L以下	32	ホルムアルデヒド	0.008 mg/L 未満	0.08mg/L以下	50	臭気	異常なし	異常でないこと		
15	1,4-ジオキサン	0.005 mg/L 未満		0.05mg/L以下	33	亜鉛及びその化合物	0.01 mg/L 未満	1.0mg/L以下	51	色度	1 度 未満	5度以下であること		
16	1,1-2,2-ジクロロエチレン及び1,1,1,2-ジクロロエチレン	0.002 mg/L 未満		0.04mg/L以下	34	アルミニウム及びその化合物	0.06 mg/L	0.2mg/L以下	52	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること		
17	ジクロロメタン	0.001 mg/L 未満		0.02mg/L以下	35	鉄及びその化合物	0.03 mg/L 未満	0.3mg/L以下	-	---	---			
18	テトラクロロエチレン	0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下	36	銅及びその化合物	0.01 mg/L 未満	1.0mg/L以下	検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」					
---		---		---		---								
判定		上記検査結果について、水質基準に適合。												

分析結果報告書

項目名			分析結果		基準値	項目名			分析結果		基準値	項目名			分析結果		基準値
1	一般細菌	0 /mL	1aLの検水で形成される集落数が100以下であること		19	トリクロロエチレン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	37	ナトリウム及びその化合物	7.1 mg/L	200mg/L以下					
2	大腸菌	不検出	検出されないこと		20	PFOS及びPFOA	0.000005 mg/L 未満	0.00005mg/L以下	38	マンガン及びその化合物	0.005 mg/L 未満	0.05mg/L以下					
3	カドミウム及びその化合物	0.0003 mg/L 未満	0.003mg/L以下		21	ベンゼン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	39	塩化物イオン	6.1 mg/L	200mg/L以下					
4	水銀及びその化合物	0.00005 mg/L 未満	0.0005mg/L以下		22	塩素酸	0.24 mg/L	0.6mg/L以下	40	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	22 mg/L	300mg/L以下					
5	セレン及びその化合物	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下		23	クロロ酢酸	0.002 mg/L 未満	0.02mg/L以下	41	蒸発残留物	54 mg/L	500mg/L以下					
6	鉛及びその化合物	0.002 mg/L	0.01mg/L以下		24	クロロホルム	0.036 mg/L	0.06mg/L以下	42	陰イオン界面活性剤	0.02 mg/L 未満	0.2mg/L以下					
7	ヒ素及びその化合物	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下		25	ジクロロ酢酸	0.016 mg/L	0.03mg/L以下	43	ジェオスミン	0.000001 mg/L 未満	0.00001mg/L以下					
8	六価クロム化合物	0.002 mg/L 未満	0.02mg/L以下		26	ジプロモクロロメタン	0.002 mg/L	0.1mg/L以下	44	2-メチルイソボルネオール	0.000001 mg/L 未満	0.00001mg/L以下					
9	亜硝酸態窒素	0.004 mg/L 未満	0.04mg/L以下		27	臭素酸	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	45	非イオン界面活性剤	0.005 mg/L 未満	0.02mg/L以下					
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下		28	総トリハロメタン	0.049 mg/L	0.1mg/L以下	46	フェノール類	0.0005 mg/L 未満	フェノールとして0.005mg/L以下					
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	0.59 mg/L	10mg/L以下		29	トリクロロ酢酸	0.022 mg/L	0.03mg/L以下	47	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.7 mg/L	3mg/L以下					
12	フッ素及びその化合物	0.05 mg/L 未満	0.8mg/L以下		30	プロモジクロロメタン	0.011 mg/L	0.03mg/L以下	48	pH値	7.76	5.8以上8.6以下					
13	ホウ素及びその化合物	0.1 mg/L 未満	1.0mg/L以下		31	プロモホルム	0.001 mg/L 未満	0.09mg/L以下	49	味	異常なし	異常でないこと					
14	四塩化炭素	0.0002 mg/L 未満	0.002mg/L以下		32	ホルムアルデヒド	0.008 mg/L 未満	0.08mg/L以下	50	臭気	異常なし	異常でないこと					
15	1,4-ジオキサン	0.005 mg/L 未満	0.05mg/L以下		33	亜鉛及びその化合物	0.01 mg/L	1.0mg/L以下	51	色度	1 度 未満	5度以下であること					
16	ジエチレングリコール-1,2-ジクロロエチレン及び1,1,1,2-ジクロロエチレン	0.002 mg/L 未満	0.04mg/L以下		34	アルミニウム及びその化合物	0.01 mg/L 未満	0.2mg/L以下	52	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること					
17	ジクロロメタン	0.001 mg/L 未満	0.02mg/L以下		35	鉄及びその化合物	0.03 mg/L 未満	0.3mg/L以下	-	---	---						
18	テトラクロロエチレン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下		36	銅及びその化合物	0.01 mg/L	1.0mg/L以下	検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」								
---		---		---		---											

判定

上記検査結果について、水質基準に適合。

分析結果報告書

日本メンテナンス株式会社
大阪市北区南船場1丁目7番14号

水道法第20条登録機関〈登録番号第163号〉
計量証明事業登録〈京都府知事 第1050号 濃度〉

上記採取試料の分析結果は次の通りです。

項目名			分析結果		基準値		項目名			分析結果		基準値		項目名			分析結果		基準値	
1	一般細菌	0 /mL	1mLの検水で形成される集落数が100以下であること		19	トリクロロエチレン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下		37	ナトリウム及びその化合物	7.9 mg/L	200mg/L以下							
2	大腸菌	不検出	検出されないこと		20	PFOS及びPFOA	0.000005 mg/L 未満	0.00005mg/L以下		38	マンガン及びその化合物	0.005 mg/L 未満	0.05mg/L以下							
3	カドミウム及びその化合物	0.0003 mg/L 未満	0.003mg/L以下		21	ベンゼン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下		39	塩化物イオン	7.4 mg/L	200mg/L以下							
4	水銀及びその化合物	0.00005 mg/L 未満	0.0005mg/L以下		22	塩素酸	0.20 mg/L	0.6mg/L以下		40	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	25 mg/L	300mg/L以下							
5	セレン及びその化合物	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下		23	クロロ酢酸	0.002 mg/L 未満	0.02mg/L以下		41	蒸発残留物	59 mg/L	500mg/L以下							
6	鉛及びその化合物	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下		24	クロロホルム	0.013 mg/L	0.06mg/L以下		42	陰イオン界面活性剤	0.02 mg/L 未満	0.2mg/L以下							
7	ヒ素及びその化合物	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下		25	ジクロロ酢酸	0.006 mg/L	0.03mg/L以下		43	ジェオスミン	0.000001 mg/L 未満	0.00001mg/L以下							
8	六価クロム化合物	0.002 mg/L 未満	0.02mg/L以下		26	ジブロモクロロメタン	0.002 mg/L	0.1mg/L以下		44	2-メチルイソボルネオール	0.000001 mg/L 未満	0.00001mg/L以下							
9	亜硝酸態窒素	0.004 mg/L 未満	0.04mg/L以下		27	臭素酸	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下		45	非イオン界面活性剤	0.005 mg/L 未満	0.02mg/L以下							
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下		28	総トリハロメタン	0.021 mg/L	0.1mg/L以下		46	フェノール類	0.0005 mg/L 未満	フェノールとして0.005mg/L以下							
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	0.34 mg/L	10mg/L以下		29	トリクロロ酢酸	0.007 mg/L	0.03mg/L以下		47	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.5 mg/L	3mg/L以下							
12	フッ素及びその化合物	0.05 mg/L	0.8mg/L以下		30	ブロモジクロロメタン	0.006 mg/L	0.03mg/L以下		48	pH値	7.77	5.8以上8.6以下							
13	ホウ素及びその化合物	0.1 mg/L 未満	1.0mg/L以下		31	ブロモホルム	0.001 mg/L 未満	0.09mg/L以下		49	味	異常なし	異常でないこと							
14	四塩化炭素	0.0002 mg/L 未満	0.002mg/L以下		32	ホルムアルデヒド	0.008 mg/L 未満	0.08mg/L以下		50	臭気	異常なし	異常でないこと							
15	1,4-ジオキサン	0.005 mg/L 未満	0.05mg/L以下		33	亜鉛及びその化合物	0.01 mg/L 未満	1.0mg/L以下		51	色度	1 度 未満	5度以下であること							
16	3,4-ジクロロエチレン及び1,1,2,2-ジクロロエチレン	0.002 mg/L 未満	0.04mg/L以下		34	アルミニウム及びその化合物	0.05 mg/L	0.2mg/L以下		52	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること							
17	ジクロロメタン	0.001 mg/L 未満	0.02mg/L以下		35	鉄及びその化合物	0.03 mg/L 未満	0.3mg/L以下		—	— — —	— — —								
18	テトラクロロエチレン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下		36	銅及びその化合物	0.01 mg/L 未満	1.0mg/L以下		検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」										
— — —	— — —	— — —		— — —	— — —															
判定	上記検査結果について、水質基準に適合。																			

分析結果報告書

項目名			分析結果		基準値	項目名			分析結果		基準値	項目名			分析結果		基準値
1	一般細菌	0 /mL	1mLの検水で形成される集落数が100以下であること			19	トリクロロエチレン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	37	ナトリウム及びその化合物	4.3 mg/L	200mg/L以下				
2	大腸菌	不検出	検出されないこと			20	PFOS及びPFOA	0.000005 mg/L 未満	0.00005mg/L以下	38	マンガン及びその化合物	0.005 mg/L 未満	0.05mg/L以下				
3	カドミウム及びその化合物	0.0003 mg/L 未満	0.003mg/L以下			21	ベンゼン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	39	塩化物イオン	7.5 mg/L	200mg/L以下				
4	水銀及びその化合物	0.00005 mg/L 未満	0.0005mg/L以下			22	塩素酸	0.06 mg/L 未満	0.6mg/L以下	40	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	37 mg/L	300mg/L以下				
5	セレン及びその化合物	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下			23	クロロ酢酸	0.002 mg/L 未満	0.02mg/L以下	41	蒸発残留物	54 mg/L	500mg/L以下				
6	鉛及びその化合物	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下			24	クロロホルム	0.007 mg/L	0.06mg/L以下	42	陰イオン界面活性剤	0.02 mg/L 未満	0.2mg/L以下				
7	ヒ素及びその化合物	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下			25	ジクロロ酢酸	0.003 mg/L	0.03mg/L以下	43	ジェオスミン	0.000001 mg/L 未満	0.00001mg/L以下				
8	六価クロム化合物	0.002 mg/L 未満	0.02mg/L以下			26	ジブロモクロロメタン	0.004 mg/L	0.1mg/L以下	44	2-メチルイソボルネオール	0.000001 mg/L 未満	0.00001mg/L以下				
9	亜硝酸態窒素	0.004 mg/L 未満	0.04mg/L以下			27	臭素酸	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	45	非イオン界面活性剤	0.005 mg/L 未満	0.02mg/L以下				
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下			28	総トリハロメタン	0.017 mg/L	0.1mg/L以下	46	フェノール類	0.0005 mg/L 未満	フェノールとして0.005mg/L以下				
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	0.47 mg/L	10mg/L以下			29	トリクロロ酢酸	0.003 mg/L 未満	0.03mg/L以下	47	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.3 mg/L	3mg/L以下				
12	フッ素及びその化合物	0.05 mg/L 未満	0.8mg/L以下			30	ブロモジクロロメタン	0.006 mg/L	0.03mg/L以下	48	pH値	7.81	5.8以上8.6以下				
13	ホウ素及びその化合物	0.1 mg/L 未満	1.0mg/L以下			31	プロモホルム	0.001 mg/L 未満	0.09mg/L以下	49	味	異常なし	異常でないこと				
14	四塩化炭素	0.0002 mg/L 未満	0.002mg/L以下			32	ホルムアルデヒド	0.008 mg/L 未満	0.08mg/L以下	50	臭気	異常なし	異常でないこと				
15	1,4-ジオキサン	0.005 mg/L 未満	0.05mg/L以下			33	亜鉛及びその化合物	0.01 mg/L 未満	1.0mg/L以下	51	色度	1 度 未満	5度以下であること				
16	ジ-1,2-ジクロロエチレン及びトリス-1,2-ジクロロエチレン	0.002 mg/L 未満	0.04mg/L以下			34	アルミニウム及びその化合物	0.05 mg/L	0.2mg/L以下	52	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること				
17	ジクロロメタン	0.001 mg/L 未満	0.02mg/L以下			35	鉄及びその化合物	0.03 mg/L 未満	0.3mg/L以下	-	---	---					
18	テトラクロロエチレン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下			36	銅及びその化合物	0.01 mg/L 未満	1.0mg/L以下	検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」							
---	---	---	---			---	---	---	---								
判定		上記検査結果について、水質基準に適合。															

項目名		分析結果	基準値	項目名	分析結果	基準値	項目名	分析結果	基準値		
1	一般細菌	――― /mL	1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	19	トリクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	37	ナトリウム及びその化合物	――― mg/L	200mg/L以下
2	大腸菌	―――	検出されないこと	20	PFOS及びPFOA	0.000005 mg/L 未満	0.00005mg/L以下	38	マンガン及びその化合物	――― mg/L	0.05mg/L以下
3	カドミウム及びその化合物	――― mg/L	0.003mg/L以下	21	ベンゼン	――― mg/L	0.01mg/L以下	39	塩化物イオン	――― mg/L	200mg/L以下
4	水銀及びその化合物	――― mg/L	0.0005mg/L以下	22	塩素酸	――― mg/L	0.6mg/L以下	40	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	――― mg/L	300mg/L以下
5	セレン及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	23	クロロ酢酸	――― mg/L	0.02mg/L以下	41	蒸発残留物	――― mg/L	500mg/L以下
6	鉛及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	24	クロロホルム	――― mg/L	0.06mg/L以下	42	陰イオン界面活性剤	――― mg/L	0.2mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	25	ジクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	43	ジェオスミン	――― mg/L	0.00001mg/L以下
8	六価クロム化合物	――― mg/L	0.02mg/L以下	26	ジブロモクロロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	44	2-メチルイソボルネオール	――― mg/L	0.00001mg/L以下
9	亜硝酸態窒素	――― mg/L	0.04mg/L以下	27	臭素酸	――― mg/L	0.01mg/L以下	45	非イオン界面活性剤	――― mg/L	0.02mg/L以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	――― mg/L	0.01mg/L以下	28	総トリハロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	46	フェノール類	――― mg/L	フェノールとして0.005mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	――― mg/L	10mg/L以下	29	トリクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	47	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	――― mg/L	3mg/L以下
12	フッ素及びその化合物	――― mg/L	0.8mg/L以下	30	ブロモジクロロメタン	――― mg/L	0.03mg/L以下	48	pH値	―――	5.8以上8.6以下
13	ホウ素及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	31	ブロモホルム	――― mg/L	0.09mg/L以下	49	味	―――	異常でないこと
14	四塩化炭素	――― mg/L	0.002mg/L以下	32	ホルムアルデヒド	――― mg/L	0.08mg/L以下	50	臭気	―――	異常でないこと
15	1,4-ジオキサン	――― mg/L	0.05mg/L以下	33	亜鉛及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	51	色度	――― 度	5度以下であること
16	1,1,2-ジクロロエチレン及び1,1,2,2-ジクロロエチレン	――― mg/L	0.04mg/L以下	34	アルミニウム及びその化合物	――― mg/L	0.2mg/L以下	52	濁度	――― 度	2度以下であること
17	ジクロロメタン	――― mg/L	0.02mg/L以下	35	鉄及びその化合物	――― mg/L	0.3mg/L以下	-	―――	―――	
18	テトラクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	36	銅及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」			
―――		―――		―――		―――					
判定		上記検査結果について、水質基準に適合。									

分析結果報告書



水道法第20条登録機関〈登録番号第163号〉
計量証明事業登録〈京都府知事 第1050号 濃度〉

項目名			分析結果	基準値	項目名			分析結果	基準値	項目名			分析結果	基準値
1	一般細菌	0 /mL	1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	19	トリクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	37	ナトリウム及びその化合物	――― mg/L	200mg/L以下			
2	大腸菌	―――	検出されないこと	20	PFOS及びPFOA	――― mg/L	0.00005mg/L以下	38	マンガン及びその化合物	――― mg/L	0.05mg/L以下			
3	カドミウム及びその化合物	――― mg/L	0.003mg/L以下	21	ベンゼン	――― mg/L	0.01mg/L以下	39	塩化物イオン	――― mg/L	200mg/L以下			
4	水銀及びその化合物	――― mg/L	0.0005mg/L以下	22	塩素酸	――― mg/L	0.6mg/L以下	40	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	――― mg/L	300mg/L以下			
5	セレン及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	23	クロロ酢酸	――― mg/L	0.02mg/L以下	41	蒸発残留物	――― mg/L	500mg/L以下			
6	鉛及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	24	クロロホルム	――― mg/L	0.06mg/L以下	42	陰イオン界面活性剤	――― mg/L	0.2mg/L以下			
7	ヒ素及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	25	ジクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	43	ジェオスミン	――― mg/L	0.00001mg/L以下			
8	六価クロム化合物	――― mg/L	0.02mg/L以下	26	ジブロモクロロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	44	2-メチルイソボルネオール	――― mg/L	0.00001mg/L以下			
9	亜硝酸態窒素	――― mg/L	0.04mg/L以下	27	臭素酸	――― mg/L	0.01mg/L以下	45	非イオン界面活性剤	――― mg/L	0.02mg/L以下			
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	――― mg/L	0.01mg/L以下	28	総トリハロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	46	フェノール類	――― mg/L	フェノールとして0.005mg/L以下			
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	――― mg/L	10mg/L以下	29	トリクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	47	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	――― mg/L	3mg/L以下			
12	フッ素及びその化合物	――― mg/L	0.8mg/L以下	30	ブロモジクロロメタン	――― mg/L	0.03mg/L以下	48	pH値	―――	5.8以上8.6以下			
13	ホウ素及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	31	ブロモホルム	――― mg/L	0.09mg/L以下	49	味	―――	異常でないこと			
14	四塩化炭素	――― mg/L	0.002mg/L以下	32	ホルムアルデヒド	――― mg/L	0.08mg/L以下	50	臭気	―――	異常でないこと			
15	1,4-ジオキサン	――― mg/L	0.05mg/L以下	33	亜鉛及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	51	色度	――― 度	5度以下であること			
16	1,1,2-ジクロロエチレン及び1,1,2,2-ジクロロエチレン	――― mg/L	0.04mg/L以下	34	アルミニウム及びその化合物	――― mg/L	0.2mg/L以下	52	濁度	――― 度	2度以下であること			
17	ジクロロメタン	――― mg/L	0.02mg/L以下	35	鉄及びその化合物	――― mg/L	0.3mg/L以下	-	―――	―――				
18	テトラクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	36	銅及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」						
―――			―――	―――			―――							

判

定

上記検査結果について、水質基準に適合。